

予算常任委員会議事録

(令和6年3月6日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年3月6日（水） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	辻本 馨
委 員	建石 良明		西田いく子
	藤井千代美		森田 忠彦
	村井 浩二		辻本 博之
	中村 直幸		
議 長	山田 強		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	税 務 課 長	田中 信幸
副 町 長	齋藤 健吾	住民人権課長	木村 厚江
教 育 長	中道 雅夫	地域整備課長	鳥取 勝憲
政策総務部長	小角 孝彦	環境農林課長	木下 明紀
まちづくり推進部長	村上 正規	子育て支援課長	川久保みのり
健康福祉部長	子安 逸二	福祉介護課長	辻本 知也
教 育 次 長	池田 貴則	いきいき健康課長	堀内 孝茂
秘書政策課長	西本 武史	保険医療課長	松岡 健一
企画担当課長	小泉 大吾	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部 勝浩
総務財政課長	小南 考弘	学務指導担当課長	矢野 敦則
会計管理者 兼会計課長	奥埜 哲生	生涯学習課長	東條 信也
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	木下 雄平
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （1）議案第6号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）
 - （2）議案第8号 令和6年度太子町一般会計予算

午前 9時30分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日ですが、自治防災課長が体調不良により欠席しております。質疑に対する答弁は政策総務部長にて行います。そのサポートとして、課長が大勢いる中ではありますが、課長補佐が課長席に座ることにいたしますので、その旨、ご了承願いたいと思います。

それでは、会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）と議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算の2件の議案でございます。

何卒よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は全員出席されていますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件、当初予算案件が1件の計2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで、委員長より一言申し上げます。説明の中で、金額の誤りや読み飛ばし、読み間違い等あれば、記録として残りますので、委員会開催中に訂正をしていただきますようお願いいたします。発言者以外の方にも、その点ご留意願います。

それでは、議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）、これを議題といたします。

本件についての説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明につきまして、それぞれの所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後質疑に移りたいと考えていますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、一括して説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億3千239万6千円とするものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが、4頁をお願いいたします。

第2表、繰越明許費として、表を添付しております。地域公共交通事業は、金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴い、太子町地域公共交通計画が今年度中の策定が困難なため、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、4月以降の支払いに対応するものでございます。また、戸籍住民登録事業及び山田小学校南校舎トイレ改修事業につきましても、令和5年度予算に対応した国庫補助事業でございますが、今年度での執行は困難であることから、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。5頁をお願いいたします。

第3表、地方債補正で、地方債の追加としまして、小中学校改修事業、山田小学校南校舎トイレ改修事業、公共土木・農林施設災害復旧事業で、それぞれ借入限度額及び借入条件を定めてございます。

それでは、政策総務部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の14頁、15頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1千580万5千円の増額、事業別区分13、基金積立事務事業で、債券運用益を財政調整基金へ、土地売却による収入の上振れ分、財産貸付収入及び決算見込みに伴う剰余金を公共施設整備基金積立金へ、入湯税を環境衛生基金へそれぞれ積み立てるとともに、定年退職者の増による退職手当基金積立金を減額するものでございます。

次に、2目財産管理費120万4千円の減額は、事業別区分1、財産管理事業で、財

務書類作成支援業務委託の入札結果による減額補正でございます。

次に、4目財産管理費740万円の減額は、事業別区分1、庁舎維持管理事業で、需用費で電気、水道料金の精査による250万円と、委託料で、庁舎清掃及び老朽化対策設計業務委託料で490万円の入札結果による減額補正でございます。

次に、8目防犯対策費150万円の減額は、事業別区分2、防犯灯維持管理事業は、需用費で電気料金の精査による減額補正でございます。

10目企画費、事業別区分5、地域公共交通事業は、当初予算で予算編成させていただきました一般財源を基金の繰入れとしたことによる財源内訳補正でございます。

6、新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第3号で予算編成させていただきました高校生等学習応援事業に、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正でございます。

11目電子計算費、補正額210万円の減額は、事業別区分1、電算共通維持管理事業で、備品購入費で、入札結果による減額補正でございます。

16頁、17頁をお願いいたします。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額858万5千円の減額は、事業別区分4の町民税課税事業の町・府民税賦課事務委託料の事業費精査と、事業別区分7の町税収納整理事務事業で、口座振替伝送業務委託料の入札結果等による減額補正でございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額292万6千円の増額は、事業別区分2、戸籍住民登録事業の電算機器・プログラム変更委託料で、住民基本台帳法の一部改正に伴い、必要となる戸籍附票システム改修に伴う増額補正で、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、少し飛びますけれども、22、23頁をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、3目非常備消防費、補正額67万円の増額は、事業別区分1、非常備消防管理事業の退職消防団員報償費で、想定より多くの退職金が必要となったことに伴う増額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

1款町税、5項入湯税、1目入湯税、補正額55万円の増額は、現年課税分で太子温泉の開業による増額補正でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億8千233

万6千円の減額は、1節総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

10頁、11頁をお願いいたします。

17款財産収入、1項財産売却収入、1目財産売却収入、補正額2千808万円の増額は、土地売却において、当初見込みより売却益が増加したことによる増額補正でございます。

2項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額122万5千円は、向少路町有地の貸付け等による増額補正でございます。

2目利子及び配当金、補正額145万円は、証券運用等による増額補正でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2億6千510万1千円の減額は、財源調整として予算措置してございます。

2目太子まちづくり「夢」基金繰入金、補正額49万円の減額は、基金充当先であります英語検定試験検定料補助金の事業費精査に伴うものでございます。

3目ふるさと太子応援基金繰入金、補正額237万7千円の増額は、個人版及び企業版ふるさと納税寄付金でございます。

次に、21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額67万円の増額は、退職消防団員報償金等収入で、共済基金からの退職消防団員報償費等でございます。

12頁、13頁をお願いいたします。

次に、22款町債、1項町債、5目教育債、補正額4千980万円の増額は、3節学校債で、内訳は小学校改修事業債540万円、中学校改修事業債450万円、山田小学校南校舎トイレ改修事業債3千990万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

7目災害復旧債、補正額480万円の増額は、1節公共土木施設災害復旧債で330万円、2節農林施設災害復旧債で150万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上が、政策総務部が所管する補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 それでは、続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容についてご説明申し上げます。

それでは、まず歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書の16、17頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額66万9千円の減額。こ

のうち事業別区分2、社会福祉管理事業の66万9千円の減額は、南河内府民センター内において6市町村で共同設置する広域福祉課に係る令和5年度の負担金が確定したことを受けて、不用額が見込まれることから、18節負担金補助及び交付金の南河内広域行政共同処理事業負担金66万9千円を減額するものでございます。

また、事業別区分8、新型コロナウイルス感染症対策事業は、原油価格や食料品などの物価高騰の影響を受ける介護や障がい福祉サービスを提供する事業者に対する太子町介護保険・障がい福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金や、低所得世帯に対する生活支援給付金の各給付事業に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、2項児童福祉費、1目児童措置費、補正額286万円の減額は、事業別区分1、児童手当給付事業で、事業費精査に伴い、19節扶助費の児童手当費を286万円減額するものでございます。

次の頁、18、19頁をお願いいたします。

2目児童運営費、補正額1千209万9千円の増額は、事業別区分1、保育所運営事業で、18節負担金補助及び交付金の保育所入所委託費で1千209万9千円の増額、これは令和5年人事院勧告に伴い、保育に係る公定価格が令和5年4月1日に遡及して引き上げられたことにより、予算に不足が生じる見込みとなったことから、保育所入所委託費を増額するものでございます。

次に、4目児童福祉費、補正額590万2千円の増額。このうち事業別区分6、障がい児通所支援給付事業で590万2千円の増額は、施設数の増加や子育て支援課が実施している各種事業により、発達に課題のある児童の早期発見につながっていることなどで、放課後デイサービス等の施設の利用が当初予算編成時の見込みを上回ったことから、19節扶助費の障がい児通所等給付費を590万2千円増額するものでございます。

次に、事業別区分12、新型コロナウイルス感染症対策事業は、原油価格や食料品などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減として実施した主食費補助や、子ども食堂等に対する補助事業に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる、一般財源から国庫支出金への財源内訳の補正となっております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額66万9千円の減額は、事業別区分3、市町村健康対策推進事業で、本年度に策定作業を行っております

第2期太子町のち支える自殺対策計画の策定に係る事業費精査に伴い、12節委託料の自殺対策計画策定業務委託料で66万9千円を減額するものでございます。

次に、2目健康管理費、補正額99万円の増額。このうち事業別区分1、予防事業で200万円の増額は、予防接種に用いるヒブワクチンの値上げのほか、令和4年度から3年間でキャッチアップ接種を行っている子宮頸がんワクチンが、従来の2価及び4価のワクチンに比べ、単価が約1.5倍である9価のワクチン接種が令和5年4月から可能となったことなどにより、予算に不足が生じる見込みとなったことから、12節委託料の乳幼児等予防接種委託料を200万円増額するものでございます。

また、事業別区分8、妊娠出産包括支援事業の101万円の減額は、出産子育て応援交付金に係る電算システムの改修が完了し、事業費が確定したことから、12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料を101万円減額するものでございます。

次に、少し飛んでいただきまして、26、27頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額393万4千円の減額は、事業別区分8、私立幼稚園等助成事業において、認定こども園や認可外保育所などの利用者数の精査に伴い、18節負担金補助及び交付金の施設型給付負担金を197万3千円、子育てのための施設等利用給付費を196万1千円、それぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書の8、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額822万9千円の増額。このうち2節児童福祉費負担金の保育所入所委託費負担金706万8千円の増額は、歳出の保育所運営事業でご説明いたしましたとおり、公定価格の引上げにより、保育所入所委託費の増額が必要となったことに伴い、国の負担分である保育所入所委託費負担金を増額するものでございます。

また、児童手当負担金の179万円の減額は、児童手当給付事業の事業費精査による児童手当費の減額によるものでございます。

更に、障がい児通所事業給付費負担金の295万1千円の増額につきましては、放課後デイサービスや児童発達支援施設等の利用増加に伴う障がい児通所等給付費の増加に伴い、増額するものでございます。

次に、2目教育費国庫負担金、補正額122万7千円の減額は、認定こども園や認可

外保育所の利用者数の精査に伴い、1節教育振興費負担金の施設型給付負担金で60万9千円、子育てのための施設等利用給付負担金で61万8千円、それぞれ減額するものでございます。

次に、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額710万5千円の減額。このうち2節児童福祉費負担金の保育所入所委託費負担金の804万5千円の減額は、保育所入所委託費に対する大阪府の負担割合の精査に伴い、減額するものでございます。

また、児童手当負担金の53万5千円の減額は、児童手当給付事業の事業費精査による児童手当費の減額によるものでございます。

更に、障がい児通所事業給付費負担金の147万5千円の増額は、放課後デイサービスや児童発達支援施設等の利用増加による障がい児通所等給付費の増加に伴い増額するものでございます。

次に、2目教育費負担金、補正額126万7千円の減額は、認定こども園や認可外保育所の利用者数の精査により、1節教育振興費負担金の施設型給付負担金で68万2千円、子育てのための施設等利用給付負担金で58万5千円、それぞれ減額するものでございます。

健康福祉部所管の補正予算の内容の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

それでは、まちづくり推進部所管の補正予算の説明を申し上げます。

18、19頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費、事業別区分5の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第3号で予算編成いたしました原油高騰の影響を受けている町内事業者の支援を行うために、事業系ごみ排出に要する費用としての事業系ごみ排出事業者支援金に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正を行っております。

20頁、21頁をお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額771万8千円の減。

事業別区分2の一般農政対策事業、補正額53万6千円の減は、申請状況に伴う精査

による大阪版認定農業者支援事業補助金の減額でございます。

事業別区分3の新規就農者育成総合対策事業、補正額718万2千円の減は、申請状況に伴う精査による新規就農者育成総合対策資金の減額でございます。

事業別区分4の新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正予算第3号で予算編成いたしました、原油高騰により経営を圧迫されている農業経営者に対し、令和5年度賦課分における農業収入に応じて支援を行う農業経営者支援金に、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源内訳補正を行っております。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、補正額101万4千円の減。

事業別区分3、町道維持管理事業、補正額101万4千円の減は、道路照明灯等の電気料について、原油価格高騰に伴い見込んでいた価格に対して、安価となったことによる減額でございます。

22、23頁をお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画費、補正額137万4千円の減。

事業別区分2、都市計画管理事業、補正額137万4千円の減は、南河内広域事務室で共同処理している開発関係事務処理に導入予定であったGISシステムについて、導入を来年度以降に見送ったことにより、負担金を減額するものでございます。

4目まちづくり推進費、補正額493万6千円の減。

事業別区分2、安心安全まちづくり推進事業、補正額493万6千円の減は、がけ地近接危険住宅除却補助金、がけ地近接等危険住宅建設補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助金のそれぞれの補助事業に対しまして、申請状況に伴い、減額補正を行うものでございます。なお、財源となる国庫補助金、府補助金につきましても減額をいたしております。

30、31頁をお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農林水産業施設災害復旧費、事業別区分1、農林施設災害復旧事業は、補正予算第4号並びに第7号で予算編成いたしました修繕費、委託料及び工事請負費に地方債を充当したことによる財源内訳補正を行っております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、事業別区分1、公共土木施設災害復旧事業は、補正予算第4号並びに第7号で予算編成いたしました修繕費、

委託料及び工事請負費に地方債を充当したことによる財源内訳補正を行っております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 頁、9 頁をお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目土木費国庫補助金、補正額 3 0 5 万 5 千円の減、2 節まちづくり推進費補助金、補正額 3 0 5 万 5 千円の減は、歳出でご説明いたしましたとおり、がけ地近接等危険住宅除却補助金、がけ地近接等危険住宅建設補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助金につきまして、それぞれ各事業の申請状況に伴い、国庫補助金の減額を行うものでございます。

1 0 頁、1 1 頁をお願いいたします。

1 6 款府支出金、2 項府補助金、4 目農林水産業費府補助金、補正額 7 7 1 万 8 千円の減、1 節農業費補助金、補正額 7 7 1 万 8 千円の減は、歳出でご説明いたしましたとおり、申請状況に伴う精査により、大阪版認定農業者支援事業補助金 5 3 万 6 千円及び新規就農者育成総合対策事業補助金 7 1 8 万 2 千円の減額を行うものでございます。

6 目土木費府補助金、3 節まちづくり推進費補助金、補正額 1 5 2 万 7 千円の減、3 節まちづくり推進費補助金、補正額 1 5 2 万 7 千円の減は、歳出でご説明いたしましたとおり、がけ地近接等危険住宅除却補助金、がけ地近接等危険住宅建設補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助金につきまして、それぞれの各事業の申請状況に伴い、府補助金の減額を行うものでございます。

以上、まちづくり推進部が所管します補正内容の、補正予算の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○池田教育次長 続いて、教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

2 2、2 3 頁をお願いいたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、補正額 6 3 9 万円の減額。

事業別区分 2、教育委員会運営事業 4 6 0 万円の減額は、会計年度任用職員の介助員が 7 月末で 1 名退職し、欠員状態が続いたことによる報酬、期末手当及び共済等保険料の精査に伴う減額整理でございます。

事業別区分 3、学校保健事業 7 0 万円の減額は、児童生徒及び教職員の各種健診検査委託料の落札減によるものでございます。

事業別区分４、教育振興事業４９万円の減額は、小学生の英語検定試験検定料補助金申請が当初見込みより少なかった需要減に伴うものでございます。

次、２４、２５頁をお願いいたします。

事業別区分５、ＡＬＴ（外国語指導助手）配置事業６０万円の減額は、ＡＬＴの欠勤による減額及びＡＬＴ１名が再任用を希望しなかったため、８月以降、新規ＡＬＴの雇用となり、月額報酬額が新任の金額に差があったことにより差額が発生したことによるものとなってございます。

事業別区分１０、新型コロナウイルス感染症対策事業は、一般財源を減額し、コロナ交付金による国庫支出金を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

２項磯長小学校費、１目学校管理費、補正額６２６万７千円の減額。

事業別区分１、磯長小学校運営事業２０１万６千円の減額は、３５人学級実現のため予算措置をしてございました会計年度任用職員報酬が、大阪府の加配教員が措置されることにより不要となったため、減額補正をするものでございます。

事業別区分３、磯長小学校施設維持管理事業８９万１千円の減額は、体育館・プール階段車椅子昇降機取付工事請負費について、既存の移動式階段昇降機を代替として使用することにより不要となったため、減額補正をするものでございます。また、小荷物専用昇降機改修工事に係る一般財源を減額し、小学校改修事業債２７０万円を充当する財源内訳の補正を行ってございます。

事業別区分４、磯長小学校施設維持管理事業、学校配当分３３６万円の減額は、電気料で、１０月からの電力供給会社の変更により契約単価が大幅減額となったことにより減額するもの、また、水道料で、当初見込みより需要減となったため減額補正をするものでございます。

３項山田小学校費、１目学校管理費５千８２６万８千円の増額。

事業別区分３、山田小学校施設維持管理事業は、小荷物専用昇降機改修工事に係る一般財源を減額し、小学校改修事業債２７０万円を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

次頁、２６、２７頁をお願いいたします。

事業別区分４、山田小学校施設維持管理事業、学校配当分１９８万円の減額は、磯長小学校と同様、電気料で、１０月からの電力供給会社の変更により契約単価が大幅減額となったこと、また、水道料で当初見込みより需要減となったため減額補正をするもの

でございます。

事業別区分5、山田小学校南校舎トイレ改修事業6千24万8千円の増額は、この間、継続して実施をしてまいりました学校トイレ改修事業について、山田小学校の2期目工事の設計業務委託及び改修工事請負費を増額するものとなっております。財源には、学校施設環境改善交付金2千28万2千円と、山田小学校南校舎トイレ改修事業債3千990万円、これに一般財源6万6千円を措置し、繰越明許により令和6年度に事業実施することとしてございます。

4項中学校費、1目学校管理費759万2千円の減額。

事業別区分1、中学校運営事業201万6千円の減額は、磯長小学校と同様に、35人学級を実施するため予算措置をしてございました会計年度任用職員報酬が、大阪府の加配教員が措置されることにより不要となったため、減額補正をするものでございます。

事業別区分3、中学校施設維持管理事業は、キュービクル内緊急改修工事に係る一般財源を減額し、中学校改修事業債440万円を充当する財源内訳の補正を行うものでございます。

事業別区分4、中学校施設維持管理事業557万6千円の減額は、小学校と同様、電気料で、10月からの電力供給会社の変更により契約単価が大幅減額になったこと、また、水道料で、当初見込みより需要減となったため減額補正をするものでございます。

2目教育振興費の100万円の減額は、事業別区分3、中学校就学援助事業で、当初見込みより修学旅行扶助の受給者数が下回ったことによるものとなっております。

28、29頁をお願いいたします。

6項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額90万円の減額は、事業別区分2、社会教育団体育成事業の文化・スポーツ活動活性化事業補助金の交付申請件数が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

2目生涯学習センター費、補正額400万円の減額は、事業別区分2、生涯学習センター維持管理事業で、当該施設の電気料が当初見込みを下回ったことによる減額となっております。

3目公民館費、補正額91万3千円の減額は、事業別区分1、公民館維持管理事業で、公民館の施設供用廃止に伴う維持管理経費の減額となっております。

7項保健体育費、2目体育施設費、補正額90万円の減額は、事業別区分1、総合スポーツ公園維持管理事業で、当該施設の電気料が当初見込みを下回ったことによる減額

となってございます。

8 項文化財保護費、1 目文化財保護費、補正額 2 千 3 4 2 万 6 千円の減額は、事業別区分 3、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業で、発掘調査の報告書作成を後年に一括作成することによる印刷製本費の減と、整備地内の除草業務委託の減、また、工事請負費の 2 千万円の減額につきましては、3 0、3 1 頁をお願いいたします。これにつきましては、国指定史跡二子塚古墳保存工事に係る落札減等に伴うものとなってございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

お戻りいただいて、8、9 頁をお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目教育費国庫補助金、補正額 9 2 8 万 2 千円の増額は、1 節学校費補助金における山田小学校南校舎トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金 2 千 2 8 万 2 千円の増額、2 節社会教育費補助金における国指定史跡二子塚古墳保存整備事業の工事請負費などの歳出減に伴う歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金 1 千 1 0 0 万円の減額となっております。

少し飛びまして、1 2、1 3 頁をお願いいたします。

2 2 款町債、1 項町債、5 目教育債 4 千 9 8 0 万円の増額は、3 節学校債において、小学校改修事業債で 5 4 0 万円、中学校改修事業債で 4 5 0 万円、山田小学校南校舎トイレ改修事業債で 3 千 9 9 0 万円を増額してございます。

以上、令和 5 年度太子町一般会計補正予算（第 1 2 号）の歳出歳入の全ての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 入湯税について聞きます。

当初でお風呂も動いてないのに入湯税つけるのみたいな話をしたかと思うんですけども、今、事業をし出して、やり出したということで 7 0 万円になっていますけど、改めて、入湯税って人数でしたっけ。この 7 0 万円の根拠といいますか、教えていただけますか。

○田中税務課長 入湯税の今回の増額補正の内容の件ということでございますが、本年 1 月 3 日から太子温泉のほう、ご存じだと思うんですけども、経営主体が新たに替わり

まして、営業が開始されております。営業開始当初からかなりのにぎわいというような情報を聞いておりまして、また、税務課といたしましても一定の情報収集をさせていただきまして、その上で令和5年度の入湯税の収入を見積もりさせていただいております。

一応、人数的な部分というところではございますけれども、一応、土日祝日は200人から300人程度というところと、平日は100人から200人程度という程度を見込みとさせていただいております。また、営業開始当初というところもありまして、やはりにぎわいということで、お聞きになっていると思うんですけども、その辺りも徐々に落ち着いてくるのかなというところ、その辺りも考慮させていただきまして、今年度は約9千人程度を見込みさせていただいております。

以上でございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 教育費の中で、教育施設で10月から電気料金の企業変更した、これなんかは、恐らく売電新電力会社と云々とかで契約されていると思うんですけども、この契約的なものはどういった状況になっていますか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 10月から契約業者が変更になったというところで、前回の契約業者から、今回新たに今契約している業者の中なんですけども、実際に基本料金がかなり安いというところで、今回、学校施設の電気代であったりとかについては、かなり減額しているといった状況になってございます。ですので、前回の契約業者から比べますと、今回かなり電気料的には下がっているといった状況の契約内容でございまして。

○建石委員 この契約は、例えば1年契約とか単年度契約、複数年度契約でやられているんですね。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 複数年契約で実施しています。

○建石委員 ということは、恐らく売電の場合は送配電会社が別になったり、元々の発電会社が別になったりで、非常に新電力の中でいろんな問題が出てくるんですけども、それはアンテナを張って、安い新規電力会社と契約していくという方針なんでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 実際に今回契約させていただいている業者につきましては、最終補償契約というのが前回の業者からあったんですけども、実際に期限というか、契約期間が切れましたので、新たに今回入札をさせていただいたというところでございます。

○建石委員　くどいようですが、ということは単年度契約。複数年契約。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長　訂正させてもらいます。先ほどちょっと複数年ということだったんですけど、ごめんなさい、単年度契約になります。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○森田委員　11頁かな、ふるさと納税で260万円ほど増えているんやけども、これは何ぼの予定をやっていて、260万円増えて、実際何ぼになったのかというのと、そして5年度ですわね、5年度の予定も何ぼやっていて、今、何ぼぐらいの金額になったのかというのを。

○小泉企画担当課長　まず、今回の補正予算の繰入金、ふるさと納税、応援基金繰入金の237万7千円の件なんですけども、こちらはダイードリンク株式会社からの企業版ふるさと納税の2千万円の寄付金を活用して、一旦、事業構想大学院大学とのプロジェクトに充てさせていただいて、その残額を今回上げさせていただいているというものでございます。

あと、令和5年度の実績といいますか、現況なんですけれども、件数的には昨年度を上回る状況です。昨年度が3千900件ほどだったんですけれども、今年度、既に4千件を超えておりまして、若干上回っているというふうな状況です。

ただ、今年度は単価といいますか、1人当たりの寄付金額がかなり下がっておりまして、というのが今年度の9月頃に総務省のほうで、一旦ちょっとふるさと納税の運用の見直しといいますか、指針の改正のようなものがあって、9月頃に駆け込み需要というような形で、一旦ちょっとそういった、イレギュラーな現象だったんですけれども、その影響もありまして、ちょっと12月の寄付額の単価が、令和4年度と5年度と比べると、1人当たり9万円ほど単価ございましたが、今年度は7万円ほどにちょっと下がったというのがございました。

決算見込みベースでは、企業版ふるさと納税を含めまして、3億円は超える状況、3億3千万円ほどは確実にクリアできるかなという形で見込んでおります。

以上です。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　まちづくり推進費補助金のがけ地関係、土砂、これ、毎年全部使いませんよね。これ、もうちょっと使い勝手が良くするとか、何かありません。そうは言っちゃって、そう簡単に家、変えたりしはれへんかと思いますけれども、これに当たる場所とかも決

まっているんやったら、そこにはちょっと広報を入れるとか、せっかくついているのも、毎年流すのもいかがかなと思うんですが、この辺り、どうお考えですか。新年度にもまたついていますから、そうは言っても、いつかこれを利用する人がいるかもしれないという形で漫然とお金をつけているのか、その辺りの考えを聞かせていただけますか。

○鳥取地域整備課長　今回上げさせていただきました、がけ地近接等危険住宅除却補助金であるとか、土砂災害特別警戒区域内の住宅補強補助金、これにつきましては、やはり基本的には、区域の指定以前から建築されている住宅の移転に伴う除却であるとか、耐震補強工事を対象にしております。

戸数でございますが、大体土砂災害警戒区域で54戸、災害危険区域で27戸の家屋がございます。毎年、こういう事業がありますということでPRはさせていただいております。

その要件でございますが、やはりこれ、歳入のほうにも補正がありましたように、国の補助金を活用してのうちの補助金としておりますので、やはり中々採択要件が、要は国の補助金の採択要件にのっとったものになってございます。今回補正には上げておりませんが、一般の震災対策補助金、これにつきましても、耐震診断まではやっていただけるんですけども、中々補強とか設計になると、正直ご家庭のお財布のこともありますので、中々そこには一定踏み切られないという現状でございます。

しかし、委員おっしゃったように、いずれそこまで活用して耐震、そのまま住み続けたいという方もおられますので、一定そういう補助金は残していきたいなというふうには考えております。

○西田委員　この補助金をもらっても、その先、大概のお金がかかるからということなんだけど、やっぱり全国的に使いにくいということになっているんじゃないか。よそでもやっぱり使わずに流すことが多いか、そういう状況は分かりますか。

○鳥取地域整備課長　中々使いにくい部分も確かにございます。そういう方、指定区域以前から建築されているということは、結局そこに住んでおられる方がご高齢の方も非常に多いという割合もありますので、そういった点もあると思いますので、ただ、先ほど申し上げたように、やっぱりなくすというわけにはいきませんので、やっぱりきめ細かにはPRはしていきたいなというふうに考えております。

○西田委員　ありがとうございます。財産貸付収入なんですけれども、向少路のあの土地を貸しているということですが、この金額の根拠は何かどこかに載っているのかな。例

規集にこれだけ貸したら幾らとか、それをちょっと教えていただけますか。

○小南総務財政課長 向少路の貸付けの金額なんですけども、あちらのほうはすみません、今、ちょっと手元にないんですけど、たしか財産の使用許可の単価のほうを、計算式がありまして、路線価とかを単価にして計算するんですけども、そちらを根拠に賃借料を決定して、支払いをお願いしているというような形になります。

○西田委員 お金の計算はそこにあると。どこに貸していいとか、貸したらあかんとか、言ってきた人みんなに貸していいのか、そういう基準もあるんですか。

○小南総務財政課長 一定貸付けの対象になっている方の決裁の下でお貸しできる、できないというのを、要綱だったかと思うんですけど、そちらのほうでのルールがあったと思います。

○西田委員 じゃあ、また要綱はください。お願いしておきます。

○斧田委員長 ほかに。

○建石委員 聞き逃しがあるので、教育委員会の中で、二子塚古墳で2千342万6千円の減額ということになっているんですけども、もうちょっと詳しく教えていただきたい。それと今後の計画、これは国費と公費が入るので、中々町独自では進まないと思うので、その辺のところ、よろしくお願いします。

○東條生涯学習課長 ご質問の二子塚の減額、2千300幾らなんですけれども、ちょっと詳細にご説明させていただきますと、1つ、印刷製本費につきましては80万1千円の減なんですけれども、これにつきましては、4年度の発掘調査の報告書を作成する予定をしてございましたが、今年度の工事の箇所も含めまして、補助的に調査が必要となる可能性が出てまいりました。それをもちまして、また後年に一括して作成するような予定をしているための減でございます。

2つ目の除草業務の委託料の減につきましては、これにつきましては、工事の中で草刈りを工夫して、時期も考えさせていただいて、新たに別途発注することなく済ますような形にしたものに伴う減でございます。

一番大きな工事請負費の2千万円の減なんですけれども、これにつきましては、当初予算の5千620万7千円に対しまして、契約金額が3千587万3千200円であったことという落札減によるものでございますが、これにつきましても、委員ご指摘ありましたように、国庫補助金の内示額といいますか、それに伴いまして、当然二子塚の工事につきましては、それに見合った形で発注していくということですのでずっと進めさせてい

ただいておりますので、予定につきましても若干、思っているより国の補助金のセットがカットされている状況でございますので、ちょっと元々8年度完成予定と言っていたんですけども、若干しっかり、もう一度考えさせていただいて、時期については若干ずれるおそれがあるということでご了承いただきたいと思います。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 文化・スポーツ活動活性化事業補助金についてお尋ねします。

これ、最初できたときは、300万円だから、2万円だったら最大150サークルとか、ある話が、次、令和5年度に200万円になって100団体分、これが90万円引くということだから、結局110万円執行になるの、引き算だから。55サークル。これ、母数の間違い。55で、次見たら、次のことになるんやけど、150万円の予算にしているから、75団体分なんだけど、これは増えると思っているのか、今75あるのがみんな10人以上になってしまって、受けてもらったほうがいいと思っているのか、太子町の全体のサークル数が何ぼあって、増える見込みなのか、減る見込みなのか、予算はつけていってはるんですけども、300万円から次の年150万円だったら半分じゃないですか。そしたら、母数が増えへんのやったら、2万円を4万円にしたら、当初出そうと思っていた300万円がそのまま出るというような話になるので、サークルが増えるというような話やったけど、何か予算が減っているということは、ずっと減り続けているように思うんですが、この補助金をうまく活用できているのか、この在り方でいいのか、どうお考えなんでしょうか。

○東條生涯学習課長 2万円の文化・スポーツ活動活性化補助金についてでございます。

ちょっといろいろお聞きされたので、あれなんですけれども、基本的には元々、生涯学習センター、令和4年7月開館させていただきまして、それまでの公民館でのクラブ、サークル、活動団体で、当然生涯学習センターが開館しまして、活動団体が増えるという見込みも当然させていただきまして、希望的観測もございますけれども、当初は300万円、150団体分セットさせていただきましたけれども、それまでなかったと。

5年度についてもある程度、新たな教室等を夜とかも開催させていただきまして、新たな活動団体も生まれているところでございますけれども、実際には、令和5年度は55団体に交付決定を出させていただいておりますので、110万円の支出見込みであるというようなことになってございます。

一定ご説明させていただきますと、55団体の内訳でございますけれども、文化とか芸術系で29団体、スポーツ、健康づくり系で26団体というような内訳になってございます。補助制度の開始2年目となりまして、令和4年度の実績で49団体、6団体が増加しているような状況なんですけれども、これにつきましては当然、使用料を令和5年度からということもありまして、令和4年度には補助申請されなかった団体も含まれております。担当課としまして、当然スポーツ活動団体も含めまして、広くこの2万円の制度を活用していただいて、活性化していただくとともに、また各教室でいろいろな活動団体を増やしていくなり、現活動団体の支援についてもできたらいいかなということ考えているところでございます。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 先ほどの西田委員の関連した質問になるかと思うんですけど、これ、私も先の議会で質問させてもらったんですけど、23頁のがけ地に土砂災害特別地域のということで、今、西田委員の質問でも、何でそういう減額になるような理由がといったところ、実際庁舎内で啓発周知のポスターとか、そういうのを展示していただいたり、案内してはるところの努力、地元のところでも、そういうリーフレットとか、ホームページにもリーフレットが出ているんですけど、これ、そもそも太子町のホームページを見たときのリーフレットのつくりが、まず一番最初に引っ越したい方、リフォームしたい方から入るんですよ。そしたら引っ越したい方、リフォームしたい方以外は全然、全く私関係ないわの世界になっちゃうような制度設計というんですかね。けど、やっぱり先ほど言った国の国庫補助のところというのは、そうじゃなくても予防的に、そこに該当するエリアにお住まいの方はそういうふうな、促すじゃないですけど、ことの制度だと思っんですけどね。

というので、何が聞きたいねんと言ったら、そしたら逆にがけ地とか土砂災害特別警戒区域の、例えば予防的な、そもそもそこを予防的な防災工事を実施していこうとか、そういうところの発想の転換をしていかなあかんと思うんですよ。毎年毎年こういうようなこと、減額補正が出てくるやつはね。その辺のちょっとお考えはあるのかなのか、もう一回ちょっと、先月の議会でも聞きましたけども、もう一回聞かせていただけませんか。

○鳥取地域整備課長 確かに委員おっしゃるように、前回の議会で一般質問で上げていた

だいた土砂災害の関係とがけ地の関係でございますが、先ほど申し上げたように、個々の家屋につきましては、がけ地のほうが除却、町内に限り移転するというのを対象にいたします。土砂災害特別警戒区域住宅内補強設計というのは、その場に住んでいただく場合の補強に対しての補助金という2種類になっております。

ただ、そういう民のほうでやっていただくというよりも、そもそもの急傾斜なり、がけ地危険区域を変えていかなあかんのではないかとということでございますが、これにつきましては国の事業になってございますので、被害戸数、それと今現在、法律も変わってきて、影響する家屋につきましては、それなりの負担金も発生します。これが割とかなりの額になってございますので、中々同意も得られるのも難しいかなということでございますが、それもあくまで想定でございますので、引き続き大阪府、国と情報を合わせながら、一応検討はさせていただきたいなというふうに思います。

○村井委員 国のほうというのは、国はやっぱり今、国土強靱化というメニューの中で強化しているタイミングで、これはいつまで続くか分からない。これ、やっぱりさっきも言った国、大阪府単独じゃなくて国の事業なので、やっぱりそういうところにうまくいって、負担が出たかもやけど、後に国の補助、0ですよというようなこともあり得るというところも、そんなことはないかもわからないですけどね。

それと、やっぱり予防的に進めることによって、後で出てくる災害復旧債、農林も土木も出ていましたけど、災害に被災してから復旧債を発行して、こういう復旧工事を進めるというのももちろん重要ですけど、その前にやっぱり予防的にそういうところも進めていかなあかんと思うんです。

ただ、その中で今、この周知啓発といったところで、やっぱり地元住民さんにどうご理解いただくといったところが私、すごく重要だと思うんですけど、それは多分、この地域整備課だけやったら中々難しい。例えば自治防災とか、そういうところと関連しながら、大阪府のホームページでも実績報告の中では、各市町村において勉強会が進められていますみたいな、大阪府のページにもアップされていますけど、そういうのがこれから部署を越えたところで連携があって、本当に効果的に進めていくんやったら、そういうのが必要じゃないかと思うんですけど、その辺のお考え、もし今あるならば教えていただけませんか。

○村上まちづくり推進部長 地域国土強靱化計画等もつくって、当然あれをつくるということは事業、当然国土強靱化を地域で進めながら、国土全体を強靱化していくという意

味で策定させていただいた分になります。当然この事業につきましては、急傾斜に限定してお答えさせていただきますけども、先ほど鳥取課長も言いましたように、中々合意形成を取る部分が難しい部分、当然それを取ろうと思いましたら、当然地域との連携というのが、委員おっしゃるとおり大切になるというのは十分理解しているところです。

当然そうなると、防災との連携ということもあると思います。それにつきましては当然、地域との連携が一番重要になってくる。防災意識の高まりというのも当然、住民さんに防災意識を高めていただくというのは非常に必要なことだと思いますので、今後、防災担当部局と町の地域整備、まちづくり推進部と連携しまして、その辺の周知につきましては、周知方法等も効果的にできるような形で考えながら連携して、住民周知を図っていくとともに、事業につきましては、一般的には急傾斜地の事業につきましては、府事業で行われることがほとんどになっております。

それにつきましても以前、ちょっと事業につきましては大阪府にいろいろ確認したんですけども、太子町においては件数等の制約がありまして、中々事業採択に乗らない部分が多い。実際、大阪府でも順番待ちになっている部分もあるということで聞いていたんですけども、今後、当然大阪府とも連携を図りながら、情報収集しながら、そういう事業が可能な部分があれば、情報収集、意見交換しながら、事業実施のほう、検討等に入っていければいいかなと考えております。

○村井委員 今の部長の答弁、私、先の議会でも聞かせてもらった、今、大阪府のといったところで、私、住民さんから、やっぱり住民さんも今、傾斜地のドライブでいろいろあちこち、奈良県に和歌山県に四国、とんでもない山の上でもやってはんでって、そんなあんの、やってんでというようなところも実際見てはるんですよ。だから、大阪府の順番待ちと言われたら、私ら、その順番待ちの中で待っとかなあかんのかい、ほな、大阪府は逆にそれだけの予算を組んでないのか、これは国の国土交通省がそういうスタンスで各都道府県にそういう予算配分をしているのかといったところのことにもなってくると思うんですよ。

私らは大阪府民であって、そなん、よその都道府県だったらいけますけど、大阪府民だったら順番待ちですとって、そなんおかしい話はありませんね。大阪の中でも優先順位とって、そなん、例えば今、私、ちょっと見てたんやけど、例えばさっき大阪府のホームページに出ていますのは、がけ地のところを見たら、寝屋川市とか、そこで出てきて、俺もぱっと見て、寝屋川市にそんながけ地、土砂警戒、災害特別警戒あ

んねんなどと思いながら見てたんですけど、私たち、住民さんにお住まい、周知するというのはもちろん大事だと、さっきも言ってましたけど、そもそも太子町自身が大阪府の中の中山間地域にあるという意識をもっと持たんと、住民さんにはやりますと言っているけど、太子町役場自身がそういう意識がちょっと、今の答弁を聞いたら、薄いんちゃうかなと思うんですけど、ちょっともっとその辺のところをしっかりと意識を持ってもらって、そうじゃないと、住民さんをお願いして、お願いするんじゃないくて、啓発したところで、中々この事業に手を挙げてもらおうとか、この事業だけじゃないけど、もっと防災のところですね、意識を持ってもらうというのは中々難しいかと思うんですけど、その辺のところに力をしっかり入れてもらって、来年度、この補正予算のところを来年度に向けてしっかりやっていただきますようお願いしておきます。

○村上まちづくり推進部長　ちょっと一部修正させていただきます。順番待ちと言ったのは、これも最近のことではないです。以前、山本家住宅のちょっと上の三浦邸のがけが崩壊した部分で、これはかなり、もう5、6年前の話です。そのときにちょっと大阪府の助言を受けてやったときに、ここの部分については急傾斜どうですかなという話の中での、雑談の中で順番待ちということなので、現在については順番待ちとかそんなのは、雑談の中での話ということでご理解いただきたいと思います。正式に大阪府に確認して今は順番待ちと言われている状況ではないというのは、ちょっとご理解お願いいたします。

○村井委員　あともう一つ、同じようなことで、新規就農のところなんですけど、新規就農者というところは、そもそものところなんですけど、専業農家さんを目指してもらうような、これは補助金の内容、制度内容でしたよね。

○木下環境農林課長　新規就農者の件でございますけれども、これは専業農家ということに限ったことではございませんが、あくまで農業への、農業人材への一層の呼び込みと定着を図るものでございまして、5年後の農業収入の計画等も出していただく必要がございます。その中で、農業所得がある一定超えないといけないという計画をつくらないといけません。そうすると、中々兼業では難しいかなとは思いますので、あくまで農業として一本立ちといいますか、5年後にそれで生活できるような水準まで持っていったいただけるような方に対して支援をする制度でございます。

以上です。

○村井委員　これも先ほどの土砂の話と一緒に、先日私、太子町の農業団体の青壮年部の

メンバーの方の役員改選みたいなのところの話で、その青壮年部のメンバーの方の平均年齢が60を回ってきておるんです。皆さん、今、ブドウを中心にした農家さんなんですけど、俺らの後の専業農家のブドウ農家、おらへんなみたいな、農家さんでも危惧されて、これ、いつまでできんねんみたいな。

もちろん後継者がいてはるところもあるんやけど、全体を見渡したら、そんなもん1人、2人であって、やっぱりそういうところの今の太子町の農業従事者のところをもっとしっかり把握した上で、こういうような新規就農をやることによって、もっと何が必要で、何が対策を打っていかなあかんというようなところがちょっとでも明確になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の基礎データとか、データ、農家さんだけなのか、農地に関係するようなところの基礎データを取ってはるのか、基礎となるようなデータの収集とか、そういうのはしてはるのか、いろいろ意見聴取してはるのか、教えていただけませんか。

○木下環境農林課長 農業のデータといいますと、センサスがございますけれども、新規就農の方というのは大半が、今認定されている方が、よその他市町村から来られる方というのが大半でございます。ご存じのようにぶどう塾、こちらの出身の方が大多数を占めておりますので、今後もぶどう塾と連携を図りながら、空きの農地がある情報であるとか、新規で農地を探されている方というのをマッチングして、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○村井委員 専業で目指されるといったところで、やっぱり農地が、しっかりと整備した状況の農地で思い描いて来られるのと、今、太子町の中の農地で、やっぱりそういうインフラ整備をしっかりとされたところの農地というのは、そんなに多くないと思うんです。逆にそれは少ないと思うんですね。

今も、さっきもちょっと言いましたけど、やっぱり国のほうでは、これも農業関係に今すごい力を入れているので、やっぱりそのタイミングにしっかり太子町として対策を打っていくことによって、やっぱりその後の効果、後継者の確保というところにつながってくると思うので、しっかりとその辺のデータ、特に農業委員会さんともっと連携を密に取って、情報共有しながらやっていかなあかんと思うんですけど、ちょっとその連携のところ辺で何か、お考えがあるんやったら教えていただけませんか。

○木下環境農林課長 ご承知のとおり、地域計画というのが来年度末までに策定を進めて

おるところでございます。地域計画につきましては、農業委員さんを中心に、地域の実情であるとか、今後の将来の見通しといったところを地域と共に考えていく場となつてございますので、地域計画を踏まえまして、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村井委員 今、そういう農業委員さんと、やっぱりその関係団体、それで特に私、JAさんともっと情報共有しながら密に取って、何か目に見えへん垣根、何か壁があるような感じがしてしゃあないので、その辺もやっぱり、本腰を入れていくんだったら、情報共有を関係団体としっかりしていただいて進めていただきますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算(第12号)は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時00分 再 開

○斧田委員長 それでは、再開します。

議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明について、予算の概要及び所管ごとに歳入歳出の説明を受け、質疑を行い

ます。本日は概要説明、政策総務部等関係、健康福祉部関係を取り扱い、明日7日はまちづくり推進部関係、教育委員会関係を取り扱い、全ての説明と質疑が終了した後に討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようですので、順次説明を求めます。

それでは概要説明、政策総務部等関係の歳入歳出について説明を求めます。

○小角政策総務部長 それでは、議案第8号、令和6年度一般会計当初予算のご説明を申し上げます。

まず、この度の予算は来月4月の町長選挙を控えていることから、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費及びこれに準ずるものについては、年間所要額見込みを計上させていただいてございます。また、骨格予算とはいえ、行政に停滞は許されないことから、福祉、医療、安全対策、教育等の住民生活に直結する経費や、新年度早々に執行を要する経費については、新規事業を含めて、当初予算にて措置させていただいております。更に、前年度からの継続事業である地域公共交通事業、庁舎維持管理事業、また、継続的な普通建設事業等の経費につきましても計上させていただいておりますので、その点、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算の概要につきまして、お手元の附属説明資料に基づきご説明申し上げます。

附属説明資料の1頁をお願いいたします。

第1表、財政規模比較表は各会計別の予算額を記載しております。一般会計の予算総額は65億8千808万2千円で、前年度に比べ5億8千512万円、9.7%増額の予算規模となっております。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5つの特別会計予算の総額は31億8千953万1千円で、前年度に比べ8千836万4千円、2.8%増額の予算となっております。

2頁をお願いいたします。

第2表、歳入予算額の対前年度比較表でございます。予算の歳入の根幹をなす1の町税は、前年度に比べ1千304万円、0.9%増の13億9千436万円を計上してございます。

この町税の内訳でございますが、3頁、第3表、町税予算額の状況をご覧ください。

1の町民税は7億1千63万円と、前年度に比べ694万円、1.0%の増。これは主に景気状況の回復を一定見込んでございます。

2の固定資産税は、資材の高騰や新築及び新築軽減切れなどの影響を考慮し、前年度と比べ763万円、1.5%増額の5億1千243万円を計上してございます。

3の軽自動車税は4千430万円と、前年度に比べ112万円、2.6%の増。

4の市町村たばこ税は、前年度実績見込みを考慮し450万円、3.5%減の1億2千500万円を計上しております。

5の入湯税は、新しい経営者による経営が開始されて間もないことから、あくまで概算ということで試算し、前年度と比べ185万円、1千233.3%増の200万円を計上してございます。

2頁に戻っていただきまして、2の地方譲与税から22の町債までにつきましては、後ほど予算書の事項別明細書により説明させていただくこととし、表の下段に記載の財源比率でございますが、自主財源が39.5%、依存財源が60.5%となつてございます。

次に、5頁をお願いいたします。

5表、性質別分類表でございますが、義務的経費で29億108万7千円、前年度に比べ1億6千708万4千円、6.1%の増。

1の人件費12億5千606万7千円は、前年度に比べ8千854万5千円、7.6%の増。これは、会計年度任用職員報酬及び退職手当等が増になったことによるものでございます。

2の扶助費12億5千972万円は、前年度に比べ1億173万9千円、8.8%増。これは介護給付・訓練等給付費や児童手当費、障がい児通所等給付費などの増によるものでございます。

3の公債費3億8千530万円は、前年度に比べ2千320万円、5.7%の減。

4の物件費11億8千378万8千円は、前年度に比べ1億4千126万円、13.5%の増。これは、主にふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料や、地域公共交通関係の運行管理・運行支援事業委託料、基幹系情報システム標準化・共通化業務委託料などが増になったことによるものでございます。

5の補助費等8億7千224万7千円は、前年度に比べ596万円、0.7%の増。これは、主に消防の広域化による大阪南消防組合負担金及び地域公共交通活性化協議会

負担金などの増によるものでございます。

6の投資的経費5億1千837万4千円は、前年度に比べ2億4千284万3千円、88.1%の増。これは主に、認可保育施設整備補助金や庁舎改修工事請負費、竹内街道歴史資料館老朽化改修工事請負費、地域公共交通運行車両購入費などの増額によるものでございます。

7、その他としましては、11億1千258万6千円、前年度に比べ2千797万3千円、2.6%の増となっております。これは、主にふるさと太子応援基金積立金を増額し、退職手当基金や公共施設整備基金積立金を減額したことによるものでございます。

次の頁、6頁、7頁をお願いいたします。

第6表、報酬の状況としまして、議会議員をはじめ、各種委員等の報酬の一覧を表にまとめてございます。

8頁でございます。

第7表、地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当表には、社会福祉、社会保険、健康衛生の各事業への交付金の充当先を記載してございます。

附属説明資料の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、予算書の説明に入らせていただきます。

予算書の1頁をお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を65億8千808万2千円と定め、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を定めており、これらの内訳として、それぞれ6頁から7頁に記載してございます。

6頁の第2表、債務負担行為では、職員定期健康診断事業のほか、7つの事業と、それぞれの債務負担の期間及び限度額を定めてございます。

なお、政策総務部が関係する事業としましては、職員定期健康診断事業、第6次総合計画策定事業、令和7年度賦課業務委託事業、そして、令和9年度評価替えに係る路線価算定業務及び航空写真作成業務委託事業の4つの事業でございます。

7頁の第3表、地方債では、イベント広場改修事業のほか、12の事業債について、それぞれの借入限度額及び借入条件を定めてございます。

8頁をお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書により歳入のご説明をいたします。

2 款の地方譲与税から 1 2 款の交通安全対策特別交付金までは、令和 5 年度の決算見込み及び国が示す令和 6 年度の地方財政計画などを踏まえ、それぞれの見込額を計上してございます。

3 款の利子割交付金につきましては、前年度に比べ 2 0 万円減の 1 4 0 万円を計上しております。

4 款、配当割交付金につきましては、前年度に比べ 1 0 0 万円減の 1 千万円を計上してございます。

5 款の株式譲渡所得割交付金につきましては、前年度に比べ 2 0 0 万円増の 1 千 3 0 0 万円を計上しております。

6 款法人事業税交付金につきましては、前年度に比べ 1 0 0 万円増の 1 千 6 0 0 万円を計上しております。

7 款地方消費税交付金につきましては、前年度に比べ 1 千 2 0 0 万円減の 2 億 6 千 8 0 0 万円を計上しております。

8 款のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の 1 千 6 0 0 万円を計上してございます。

9 款環境性能割交付金は、前年度に比べ 1 0 0 万円増の 1 千万円を計上してございます。

1 0 款地方特例交付金は、前年度と同額の 1 千 1 0 0 万円を計上しております。

1 1 款の地方交付税は、地方財政計画に基づき、前年度と比べ 7 千万円増の 1 9 億円を計上しております。内訳としまして、普通地方交付税で 1 6 億 5 千万円、特別地方交付税で 2 億 5 千万円を見積もってございます。

1 2 款の交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の 2 0 0 万円を計上してございます。

1 3 款、分担金及び負担金は、前年度に比べ 2 5 0 万 6 千円増の 3 千 7 8 0 万 2 千円を計上しております。

1 4 款使用料及び手数料は、前年度に比べ 1 千 2 0 7 万 4 千円増の 8 千 5 4 4 万 2 千円を計上しております。

1 5 款国庫支出金は、就学前教育・保育施設整備交付金やデジタル基盤改革支援補助金などの増により、前年度に比べ 1 億 7 千 4 8 7 万 3 千円増の 8 億 5 千 7 3 5 万円を計上しております。

16 款の府支出金は、介護給付・訓練等給付費等負担金や、ため池潰廃事業補助金などの増により、前年度に比べ3 千6 0 万4 千円増の5 億6 千4 4 万9 千円を計上しております。

17 款財産収入は、前年度に比べ1 千7 4 7 万5 千円減の7 5 0 万4 千円を計上しております。

18 款寄付金は、令和5 年度実績から、ふるさと太子応援基金寄付金の増を見込み、前年度に比べ1 億5 0 0 万円増の4 億1 千2 2 5 万円を計上しております。

19 款の繰入金は、前年度に比べ1 億9 千8 3 8 万6 千円増の6 億2 千7 6 1 万円を計上しており、ふるさと太子応援基金からの繰入れは、前年度に比べ8 千3 2 1 万2 千円増の3 億2 7 8 万8 千円、財政調整基金からの繰入れは、前年度に比べ7 千1 8 9 万7 千円増の2 億6 千3 9 万7 千円を計上してございます。

20 款繰越金は、前年度に比べ9 9 9 万円減の1 万円を計上しております。

21 款諸収入は、前年度に比べ2 1 万1 千円増の3 千9 8 6 万4 千円を計上しております。

22 款の町債は、イベント広場改修事業債や歴史資料館改修事業債、保育所整備事業債などを新規発行予定で、前年度に比べ1 千4 8 0 万円増の2 億8 千2 8 0 万円を計上しております。

それでは、議会事務局、会計課並びに政策総務部の項目について、予算書に基づき、当初予算の内容につきましてご説明申し上げます。

38、39 頁をお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、予算額9 千1 7 3 万1 千円、前年度に比べ2 1 8 万2 千円の増額。なお、事業別区分1、職員人件費につきましては、各所管の予算科目の冒頭にも記載しておりますが、職員人件費の詳細につきましては、予算書の176 頁から179 頁に給与費明細書を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。後ほどそちらをご覧くださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2、議会運営事業7 千4 4 5 万1 千円は、議員報酬や会議録作成業務委託料及び政務活動費などの経費を計上してございます。

2 目議会広報費、予算額1 3 0 万4 千円、前年度に比べ2 5 万8 千円の増。議会だより年5 回の発行を予定しております。

40、41 頁をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額7億6千1万7千円、前年度に比べ9千627万3千円の増額。主な増額の理由としまして、ふるさと太子応援基金積立金、退職手当基金積立金、退職手当等の増によるものでございます。

事業別区分2、職員研修事業215万6千円は、研修実施に係る委託料や南河内郡町村職員研修協議会負担金などでございます。

3、衛生委員会事業15万4千円は、労働安全衛生法に基づく衛生委員会の運営に係る経費で、産業医の報酬などを計上しております。

4、報酬審議会事業14万円は、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出する場合に開催する特別職報酬審議会委員の報酬でございます。

5、非常勤職員公務災害補償事業35万5千円は、非常勤職員の公務災害認定に係る委員報酬や、公務災害補償費などでございます。

6、秘書人事管理事業3千842万2千円は、会計年度任用職員の報酬や期末手当、共済、また、43頁の11節役務費の職員採用試験の検査手数料、12節の委託料の職員健康診断や職員厚生事業などの経費でございます。

事業別区分7、総務一般管理事業581万9千円は、顧問弁護士の法務相談委託料、例規集の更新業務委託料などでございます。

8、共通一般管理事業827万7千円は、役場業務全般に使用するコピー用紙やトナー購入費、コピー機の賃借料などでございます。

45頁の事業別区分9、共通一般管理事業156万4千円は、各課共通の事務用品、事務用消耗品費や、有料道路通行料などでございます。

10、情報公開事業13万1千円は、情報公開審査会委員の5人の報酬などでございます。

11、行政不服審査会等運営事業66万8千円は、審査委員5人の報酬及び審議員の報酬などでございます。

12、基金積立事務事業4億1千225万円は、ふるさと太子応援寄付金を積み立てるもので、前年度の寄付金実績の状況を踏まえ、1億500万円の増を見込んでございます。

13、基金積立事務事業2千964万6千円のうち、財政調整基金積立金340万円は、前年度からの繰越金の半分を積み立てるもの、退職手当基金積立金2千200万円

は、定年退職者数見合いでの計画的に積立てを行うもの、公共施設整備基金積立金 2 2 4 万 6 千円は、債券運用による運用益などを見積もり、各公共施設の老朽化対策などに充てるもの、また、環境衛生等基金積立金 2 0 0 万円は、入湯税収入相当額を積み立てるものでございます。

1 4、基金積立事務事業 1 1 6 万 5 千円は、財政調整基金のほか記載の 1 0 基金について、それぞれ定期預金の利息を積み立てるものでございます。

4 6、4 7 頁でございます。

2 目の財産管理費、予算額 2 5 7 万 1 千円、前年度に比べ 1 1 万 9 千円の減。減の主な要因は、財務書類作成支援業務委託料の減によるものでございます。

3 目会計管理費、予算額 4 4 9 万 2 千円、前年度に比べ 7 7 万 3 千円の増。財務会計システムに係るクラウド利用料や口座振替手数料などを計上してございます。

4 目財産管理費、予算額 2 億 1 千 5 0 0 万 5 千円、前年度に比べ 1 億 1 千 4 0 5 万 5 千円の増。増の主な要因は、庁舎改修工事によるものでございます。

事業別区分 1、庁舎維持管理事業 1 億 7 千 5 2 万 5 千円は、ただいま説明しました庁舎改修工事のほか、庁舎の維持管理に係る経費で、電気料や水道料金のほか、庁舎警備をはじめとする各種委託料を見込んでございます。財源内訳の地方債は、イベント広場改修事業債を、使用料・手数料は庁舎と万葉ホール利用料を、繰入金は公共施設整備基金をそれぞれ計上してございます。

2、公用車管理事業 5 3 4 万 7 千円は、公用車等 2 5 台の維持管理経費でございます。
4 9 頁でございます。

事業別区分 3、町村賠償保険加入事業 3 3 0 万 9 千円は、市町村建物共済等掛金や全国町村総合賠償保険などでございます。

4、普通財産管理事業 3 8 万 7 千円は、普通財産の維持管理経費や、売却等に係る登記測量に必要となる委託料などを計上しております。

6、E S C O 事業 3 千 5 2 1 万 8 千円は、庁舎等の E S C O 事業に係るサービス委託料でございます。

5 目の公平委員会費、予算額 9 万円は、南河内広域公平委員会負担金でございます。

6 目自治振興費、予算額 1 千 6 9 8 万 5 千円、前年度に比べ 6 1 万 5 千円の増。

事業別区分 1、表彰事業 7 万 1 千円は、表彰審査委員 4 人の報酬及び被表彰者記念品の経費でございます。

2の地区・町会等運営事業1千691万4千円は、区長・町会長等の報償費及び地区集会所の維持管理に係る経費及び各町会に交付する自治振興補助金の経費を計上しております。自治振興補助金は均等割、世帯割に加え、活動補助等を追加するなど、補助金制度を変更しておりますが、予算額の増減はございません。また、前年度からの増額は、太子地区集会所空調設備更新工事及び町会集会所の修理等に係る補助金などによるものでございます。

50頁、51頁でございます。

7目の交通安全対策費、予算額20万4千円、前年度に比べ3千円の減。

事業別区分1、交通安全推進事業20万4千円は、交通安全対策の推進に要する啓発グッズや、富田林警察署管内交通安全協会負担金を計上してございます。

8目防犯対策費、予算額929万8千円、前年度に比べ315万円の減。これは、令和5年度の町防犯カメラ設置工事の皆減及び防犯灯、防犯カメラの電気料金の減額などでございます。

事業別区分1、防犯委員会事業65万3千円は、年間を通して防犯対策や活動を推進するために必要な負担金や、防犯委員会の助成金を計上しております。

2、防犯灯維持管理事業718万5千円は、29年度に実施しました防犯灯のLED設置事業におけるLED灯具の1年間のリース料、町が新規に設置するLED防犯灯の工事請負費、防犯灯の電気料金を計上してございます。

3、地域安全センター事業19万4千円は、青パト隊、見守り隊等のボランティア保険、青パト隊員の研修に伴うバス借上料などを計上しております。

4、防犯カメラ維持管理事業126万6千円は、町会と町設置カメラの電気料金、4台分の町会に対する防犯カメラ設置更新補助金、町会設置防犯カメラの記憶媒体への補助事業である防犯カメラ維持管理補助金などを計上しております。

52頁、53頁をお願いいたします。

9目の広報費、予算額1千295万1千円、前年度に比べ104万円の減。前年度から10万4千円の減でございます。すみません、失礼しました。

事業別区分1、広報事業1千139万4千円は、広報紙の発行などに係る経費を計上しており、財源内訳の国庫支出金5万4千円は自衛官募集事務委託金、諸収入の52万8千円は広報紙への広告掲載料でございます。

2、ホームページ管理事業155万7千円は、本町ホームページの運用に係る経費で

ございます。

10目の企画費、予算額3億8千723万7千円、前年度に比べ1億8千462万8千円の増。増の主な要因としまして、ふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料の増、地域公共交通に係るバス運行管理委託料の増、車両購入費及び4市町村で構成する地域公共交通活性化協議会への負担金の皆増によるものでございます。

事業別区分1、企画一般事業1千342万6千円。少子化、人口減少などに対応するものとして、三世代同居・近居支援補助金、結婚新生活支援補助金などを計上しております。財源内訳の府支出金135万円は地域少子高齢化対策重点推進交付金、繰入金1千万円はふるさと太子応援基金繰入金で、三世代同居・近居支援補助金に充当するものでございます。

2、住民協働による地域活性化プロジェクト事業20万円は、山田だんじり祭りの運営経費の一部を助成する地域伝統文化保存継承事業支援補助金などでございます。

54、55頁でございます。

3、交流推進事業17万5千円は、奈良県斑鳩町、兵庫県太子町との太子ゆかりの地交流事業に係る経費でございます。

4、ふるさと太子応援基金寄付金事業2億895万6千円は、太子町へのふるさと寄付に対するお礼の贈呈品発送に係る業務委託料でございます。

5、地域公共交通事業1億5千648万3千円は、地域公共交通会議5回分の委員報酬など、会議開催経費やコミュニティバスの運行に係る委託料、燃料費、運行補助員の経費、また、実証運行に伴う評価検証など、太子町地域公共交通計画の目標達成に向けた各施策の支援業務委託料、コミュニティバス新規車両購入費、地域公共交通活性化協議会への負担金などを計上しております。財源内訳の使用料・手数料1千439万4千円は、地域公共交通運行バス使用料でございます。

6、第6次総合計画策定事業799万7千円は、第6次太子町総合計画策定に係る経費で、審議会委員報酬のほか、委託料などを計上してございます。

56、57頁をお願いいたします。

11目電子計算費、予算額9千182万5千円、前年度に比べ2千130万4千円の増。増の主な要因は、庁内基幹系情報システムの標準化・共通化に対応するための委託料の増などによるものでございます。

事業別区分1、電算共通維持管理事業207万7千円のうち、17節電算備品購入費

104万2千円は、パソコン9台分の更新費用でございます。

2、情報施策推進事業921万1千円は、庁内インターネットやセキュリティ対策、L G W A Nなどに係る通信費やプログラム保守委託料及びプログラム賃借料などでございます。

3、社会保障・税番号制度システム管理事業903万7千円は、国が管理する情報ネットワークシステムと本町システムとを仲介する自治体中間サーバープラットフォームの整備運用に係る負担金及び電子システム等賃借料で、財源内訳の国庫支出金387万6千円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

4、情報セキュリティ強化対策事業358万5千円は、情報システム強靱化に係る保守委託料などでございます。

5、自治体クラウド推進事業3千20万5千円、基幹系情報システムのうちクラウド利用料でございます。

6、自治体D X推進事業3千771万円は、先ほど説明いたしました基幹系情報システムの標準化・共通化対応及びデジタル人材シェアリング事業に係る委託料などで、財源内訳の国庫支出金3千297万8千円は、デジタル基盤改革支援補助金と府支出金60万円は、デジタル人材シェアリング事業費補助金でございます。

58、59頁でございます。

12目の人権啓発費、予算額523万2千円、前年度に比べ326万1千円の増。これは、第2次男女共同参画推進計画が中間期を迎えることから、会計業務に係る委託料、本町人権協会への助成金や人権啓発施策の推進に係る経費を計上してございます。財源内訳の国庫支出金132万3千円は困難女性支援事業費補助金、府支出金20万円は人権啓発活動委託金でございます。

2項の徴税費、1目税務総務費、予算額9千300万4千円、前年度に比べ1千185万3千円の減。

事業別区分1、職員人件費の5千701万円の財源内訳の府支出金1千736万円は府民税徴収事務委託金でございます。

2、固定資産評価審査委員会運営事業4万8千円は、固定資産評価審査委員3名の報酬などでございます。

徴税総務事業465万6千円は、納税通知書等の印刷など、税務全般の課税事務に要する経費でございます。財源内訳の使用料・手数料60万円は納税証明手数料でございます。

ます。

4 町民税課税事業 7 8 2 万 4 千円は、個人、法人に係る住民税の賦課事業委託料や納税通知書等の郵便料で、財源内訳の府支出金 2 6 4 万円は府民税徴収事務委託金でござい

ます。

5、固定資産税課税事業 8 4 2 万円は、固定資産税の賦課事務委託料や、令和 9 年度の評価替えに係る路線価算定業務委託料などでございます。

6 2、6 3 頁でございます。

軽自動車税課税事業 1 5 5 万 4 千円は、軽自動車税の賦課事務委託料などでございます。

7、町税収納整理事務事業 1 千 2 4 7 万 5 千円は、口座振替に係る手数料、コンビニ等収納代行業務委託料や、町税の償還金などでございます。財源内訳の使用料・手数料 3 0 万円は督促手数料でござい

ます。

8、国税連携システム管理事業 1 0 1 万 7 千円は、国税との連携システムの維持管理経費でござい

ます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、予算額 9 千 8 7 2 万 3 千円、前年度に比べ 2 千 6 1 5 万 7 千円の増。

事業別区分 1、職員人件費 5 千 2 3 4 万円の財源内訳の国庫支出金 1 9 万 5 千円は、中長期在留事務委託費交付金、府支出金の 1 5 1 万 7 千円は総合相談事業交付金及び人口動態統計調査費交付金、使用料・手数料の 4 3 8 万 4 千円は戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの交付手数料でござい

ます。

2、戸籍住民登録事業 4 千 5 3 4 万 2 千円は、戸籍システム標準化、住民基本台帳、住基ネットワーク、住民票等のコンビニ交付など電算システムの運用などに係る経費でござい

ます。

3、旅券事務事業 1 0 4 万 1 千円は、富田林市への旅券発給業務委託料で、財源内訳の府支出金 4 1 万 4 千円は、旅券事務交付金でござい

ます。

6 6、6 7 頁でございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、予算額 3 0 万 6 千円は、選挙管理委員会委員 4 名の報酬など、委員会の運営に係る経費でござい

ます。

2 目の町長選挙費、予算額 8 7 6 万 3 千円は、令和 6 年 4 月 1 7 日任期満了の町長選

挙に係る経費となっております。

68頁、69頁でございます。

3目町議会議員選挙費、予算額2千174万2千円は、令和6年10月27日任期満了の町議会議員選挙に係る経費となっております。

70、71頁でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算額384万8千円、前年度に比べ335万3千円の増。増の主な要因は、全国家計構造調査及び農林業センサスに係る経費で、財源内訳の府支出金327万6千円は統計調査費委託金でございます。

6項1目監査委員費、予算額34万9千円は、監査委員の報酬でございます。

75頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業別区分8、困難女性支援事業、予算額665万6千円は、複合的な課題を抱える困難な女性に対し、見守りや相談サービスへのつなぎ等の支援を行うため、会計年度任用職員2名分の報酬等の人件費で、財源内訳の国庫支出金470万1千円は、困難女性支援事業補助金でございます。

少し飛びますけれども、128、129頁をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目常備消防費、予算額2億1千74万8千円、前年度に比べ、4千275万7千円の減。これは常備消防委託料が大阪南消防組合負担金となり、増額しているものの、指令センター改修事業やはしご車購入の常備消防広域化事業の減額によるものでございます。

事業別区分1、常備消防事業2億1千74万8千円は、昨年度までの富田林市消防本部への消防救急業務委託料が皆減となり、新たに大阪南消防組合負担金として計上してございます。また、太子分署の施設は大阪南消防組合に無償譲渡し、太子出張所とするため、出張所にかかるESCO事業のサービス委託料について庁舎と分割し、大阪南消防組合から消防費負担金として収入した上で支出するものでございます。その他、消火栓等の新設及び修繕の経費などを計上してございます。財源内訳の府支出金35万1千円は消防費補助金の移譲事務（保安3法）交付金、分担金・負担金224万8千円は消防費負担金の太子出張所に係るESCO事業負担金でございます。

130、131頁でございます。

3目非常備消防費、予算額2千394万6千円、前年度に比べ560万4千円の増。これは主に消防団の消防操法大会参加に係る費用によるものでございます。

事業別区分１、非常備消防管理事業１千５５３万６千円は、消防団員の年間報酬や火災等出動費など、消防団活動に必要な経費を計上しております。財源内訳の諸収入２１７万３千円は退職消防団員報償費等２００万円及び消防団員福祉共済入院見舞金１５万円などでございます。

２、消防資機材整備事業１８６万７千円は、消防団の消防活動時の消耗品費、資機材車やポンプ車の燃料費、車検等の費用を見込んでございます。

３、消防操法大会事業６５４万３千円は、今年度新たな事業で、消防団が消防操法大会に参加するに当たり必要となる経費でございます。報酬のポンプ操法訓練等出動費として、選手８名に加え、補助する消防団員の報酬を、需用費では被服費として、選出の活動服などを、使用料及び賃借料として、大会会場までのバスなど借上料や練習会場となる総合スポーツ公園グラウンドに設置するコンテナの賃借料を、備品購入費として、競技に使用する消防ホースなどを計上してございます。

１３２、１３３頁でございます。

５目の災害対策費、予算額４千１１２万５千円、前年度に比べ３千５３３万８千円の増。これは、主に防災行政無線情報伝達強化工事３千５９３万７千円の増額によるものでございます。

事業別区分１、災害対策事業４千１１２万５千円は、防災行政無線情報伝達強化工事として、平成２７年度に改修を行った防災行政無線について、屋外スピーカーの聞き取りにくいエリアの改善及びソフトウェアを含む機器の更新に係る経費、その他災害対策に必要な経費を計上しております。

１７４、１７５頁をお願いいたします。

１１款１項公債費、１目元金、予算額３億６千７００万円、前年度に比べ、２千２００万円の減となっております。

２目の利子、予算額１千８３０万円、前年度に比べ１２０万円の減。

１２款１項予備費、１目予備費３００万円、前年度と同額を計上してございます。

以上で議会事務局、会計課並びに政策総務部所管の歳入歳出の予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○**斧田委員長** ただいま概要説明、政策総務部等関係の歳入歳出についての説明がありました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開につきましては、放送にてお知らせ申

し上げます。

午前 11 時 48 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○斧田委員長 それでは、再開します。

午前中で概要説明、政策総務部関係の歳入歳出についての説明がありました。そこで、何か午前中で伝えたいこととかがあれば。

○小南総務財政課長 午前中の補正予算の質疑応答の中で、行政財産の使用に係るご質問をいただきまして、ルールの方、どこかで定めがあるのかという形でお聞きいただきました。その回答の中で、私がたしか要綱の方で定めがというふうにお答えさせていただいたんですが、正しくは太子町の財務規則の方で定めさせていただいております。参考に、太子町財務規則の 199 条の方にそちらの規定がされております。この場で訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○斧田委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○中村委員 寄付の件でちょっと、ふるさと納税に関してお聞きします。

まず、ふるさと納税として返礼品に使える、ふるさととしての証明ができるというか、その範囲というのをちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○小泉企画担当課長 ふるさと納税の返礼品につきましては様々なものが、大変種類が増えておりまして、例えば果物とか、そういったものから、本町が提供しております電化製品のようなもの、最近では地元のプロスポーツの選手が子ども向けの体験型の教室をやるような体験型のサービスというもので、実に様々なものが増えておりますが、本町の場合ですと農作物、果物とか、そういった加工品とか、主力の 1 つでございますが、そちらを例にご説明させていただきますと、返礼品と認められる場合、農作物の場合は本町内で生産されたものが基本になります。

例外的に、本町で生産されていない果物でも返礼品として採用されるパターンとしましては、組合せのパターンがあります。メインはブドウなんだけれども、ブドウのキャラクターグッズがおまけにつくというような、そういう組合せセットというような返礼品であれば、その商品の価格の 7 割が果物で、3 割が付属品というものであれば、返礼品として認められるというようなものはございます。

○中村委員 先ほど言われました7割という数字が入っているというのはどうかと思うんですけども、例えば今、新潟で生産をする、その新潟では新潟のものを使って、そこへ大阪で作ったものを、あるものを混ぜて、それで大阪産（もん）という称号を取っておられる。だから、その地域のはふるさと納税に使えるというような発言があるんですけども、そういった形の混合して、そこの地域のもが入っておれば、その地域のものとみなすという商品があるんですけど、そういったものに対しての割合的なことにも、今の7割とか、そういうことが適用されるのかどうか、そういったことはいかがでしょうか。

○小泉企画担当課長 非常に個別具体的に総務省が審査されて判断されるケースがほとんどですので、この場でちょっと、こうですという明確な回答はちょっと差し控えさせていただきますと思いますが、例えばお米であれば、農協のようなところで各自治体のお米が取りまとめられまして、混ぜられるというか、見分けがつかないようなものであれば、割合関係なく、その土地の地場産品として認められるケースはございます。

以上です。

○中村委員 例えば今、太子町で一番電化製品で多く出されているものがあるんですけども、それも実際、太子町で生産されているというのはごく僅かでして、それでも種類の中には多くの産品が出ているように思うんですけども、そこら辺りの判断というのはどういった判断でされているのか、お答えできますか。

○小泉企画担当課長 本町の電化製品、フジ医療器さんのマッサージチェア等だと思われていますが、こちらのほうは地場産品基準の中で、その区域内で主要な付加価値を生み出す工程がなされているかどうかということが判断基準にございます。本町の場合は、提供価格の6割以上の付加価値が本町内の大阪工場で行われておりますので、そちらをクリアしまして、総務省の審査のほう通りまして、地場産品として認められております。

具体的な主要な付加価値がつく工程としましては、例えばマッサージチェアであれば、医療機器として登録されている商品なんですけれども、大阪工場で作られている医療機器として認められるための最終の品質管理でありますとか、性能チェックというような工程が最も付加価値のつく工程ということで、総務省の審査のほうを通過しておりまして、そこで6割以上の付加価値が本町内で、そういう工程が行われているというような商品になります。

以上です。

○中村委員 正直言いまして、フジ医療器は日本全国でマッサージチェアというか、それに対する医療器ナンバーを持っているだけであって、医療器具として国の承認を得ているというだけのことであって、これは松下関係の業者が作っても、マッサージチェア、あんま器しかなくて、医療器とは名がつかないという現実があります。だから、日本に1社しか医療器ナンバーを持ってません。

ですから、そういったことでいけば一番の逃げかなと思うんですけども、その中の6割がいわゆる地場産でいけるという判断を国がしたということで通っているということによろしいんですか。

○小泉企画担当課長 本町内で行われている工程、全工程ではなく、全ての工程は、パーツの組立てとかは大阪工場、太子町内の大阪工場以外のところで行われている工程もございます、企画の部分なども含めまして。ただ、大阪工場で行われている工程に関しては、原価率とか、そういったところも含めまして、大阪工場の工程で6割以上の付加、商品全体の6割以上の付加価値が乗っているということで判断いただいております。

○中村委員 国の生産基準でいくと、ジャパニーズ商品というのは、いわゆるジャパニーズ、いわゆる日本で組み上がった時点のことをジャパニーズ商品というんですけども、実際にはアセンブルで、外国で作ったものを投入してきて組み上げた時点が例えば太子であれば、これがジャパニーズ製品と、メイドインジャパンというわけなんですけども、そういったことの意味での流用ということではないんですか。

○小泉企画担当課長 加工製造が例えば中国で加工されていけば、メイドインチャイナというようなことになりますけれども、中国で作られたパーツとかもございまして、いろんなパーツが集まってきて、大阪工場で最終試験をクリアして市場に出ていくんですけども、一番付加価値がつくということで、つく工程として総務省に判断いただいているのは、大阪工場の工程を通過しないと医療機器としてそもそも市場に出せないという部分で一番付加価値が高い、絶対に外せない工程をやっておるところで、メイドイン太子とか、メイドインジャパンとか、そういった部分とはちょっと違うところでの判断をいただいているという形になります。

以上です。

○中村委員 さっきも言いましたように、医療器ナンバーをもらえるという条件の中の工程というのを、まず設計が日本であるというのが一番だろうとは思いますが、よそで設計されたものがよそのパーツで出てくるということになると難しいとは思いますが

けども、設計が、日本で設計されたものがというのが一番大きいと思うんですよ。

そのことによって完成品が、完成品と管理が、医療器ナンバーをもらえるに当たっての工程がありますので、そういったことをクリアしているというのがあると思うんですけども、ただ、私が言いたいのは、まだまだ大きく、いろいろな商品がフジ医療器さんにはあるので、そういったところもこれから営業をして、どこまで追求していけるかというところもあるので、どの範囲までというのが明確に出るのであれば、またいろんな考え方も違ってくるんじゃないかなという思いがあるので、それをお聞きしたかったんですけども、それは今の電化製品の話だけなんですけど、最初に言ったようにいわゆる、例えば太子町の牛をどこかで生産する、そのときに牛の食べるものを太子町で生産する、それを食べさせて大きくなったと。それを、その肉は太子産でもあるという言い方が可能かどうか。そして、それがふるさと納税に使えるかどうか。

というのは、先ほども新潟でと言ったのは、実際はうどんなんですけども、うどん粉は新潟で、そして千早赤阪村で桑を生産して、その桑の生産のものを新潟に送って、それを混ぜて出来上がったものが大阪産（もん）という許可が出ている。すると、千早赤阪村はそれでふるさと納税に使えるというイメージなんですけど、そういったことの関連がこの太子でもできるかどうか。

そういったことも含めて、これは余分な話なんですけど、実は広島からそういったことも尋ねてきていますので、いろいろそういったことも含めて僕も聞かれているもので、お聞かせ願いたいなと思っているんですけども、そういった、こちらで生産したものと合体させて出来上がったものは、こちらで商品として使えるかどうかというところもお聞かせ願いたいんですが。

○小泉企画担当課長 ほかの自治体で生産されたものを本町内で加工するというか、調理してというか、して提供する場合は、ふるさと納税の返礼品として認められております。ですので、本町内での、例えば本町内のレストランで提供する商品として夕張メロンを使ったパフェとかを生産加工して、そのチケット、夕張メロンのパフェを食べられるチケットをふるさと納税で返礼品として出すというものは認められます。ですので、牛のパターンでも、本町内で牛肉を仕入れて、それを調理加工を太子町内で行って、それを返礼品として提供するというのは認められるパターンでございます。

○斧田委員長 ほかに。

○森田委員 今の関連ですんやけど、これは前年度の予算で3億700万円かな。ほんで、

今年の予算で4億1千万円、価格が上がっていますやろう。ということは、前年度で4億円近くが今、ふるさと納税で確認されているから、来年度はこれ以上というか、予算に上げたんですな。

○小泉企画担当課長 令和4年度、令和5年度の実績を見まして、概ね本町の場合は3億5千万円から4億円の間で推移するとは予想はしているんですが、いかんせん中々見込みにくいところが正直なところで、令和3年度は2回増額補正させてもらったりとか、本当に見込みにくいという部分がございます、ただ、この2年間で大体、身の丈といいますか、着地の予想は3億円台後半ぐらいかなという見込みを立ててております。

というのが、決算額もそうなんですけども、ふるさと納税の市場自体が毎年20%ずつぐらい拡大しているという日本全体の市場拡大の状況も見ると、本当に難しいんですけども、それぐらいを着地として見ております。

ただ、今回の能登の地震とか、突発的な要因で、そちらのほうに個人の寄付のほうが集まったりとか、そういう不確定要素もありますので、中々そういった見込みにくいところは、そういったほかの、ふるさと納税以外のところの要因もございますので、難しいんですけども、そういう状況でございます。

○村井委員 ふるさと納税はまた後にして41頁の職員研修事業のところなんですけど、これ、毎回私、聞かせていただいているんですけど、職員さんの研修、主にどういう研修に参加していただいているのか。特に年齢層といたらいいのか、その辺のところとか、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 大きく、職員の研修について、どのような研修内容があるかということと、参加者の年齢層でございますか。

大きく、職員研修につきましては、2つ大別できるかなと思います。

1つは、我々が業務をしていくに当たって専門的な知識を得るための研修、それぞれ分野がございます。税であったり、企業会計であったり、技術的な研修、土木、建築等の技術的な研修、また、保健師等の技術的な研修であったり、そういった部分での専門的な知識を得るための研修。

それともう一つは、職員がそもそも持つておくべき研修、いわゆる人材研修というんですか、例えばそれぞれの職階に応じまして、課長は課長、課長補佐は課長補佐、また、担当は担当の職階に応じて、それぞれ知っておくべき基本的な研修、行政法であったり、自治法であったり、そういった研修もそうなんですけども、そういった研修。あと人材

ということで、ハラスメントとか、そういった研修もそうです。また、あと人権等の研修もそうです。本来職員が持つておくべき研修、そういった専門的な知識を得る研修と、今申し上げたような研修の2つに大別できるかなと。それぞれの研修について、年間を通してやっております。

年齢ということなんですけども、特に年齢ということでは問うておりませんでして、今申し上げたように、職階に応じた研修であれば、課長だったら課長、担当だったら担当の研修であれば、その研修に参加していただくように案内をしておりますし、また、専門的な知識であれば、そこは今の各々がやっている事業であったり、能力に応じて研修を選択していただくと、そういうふうなことで今、対応しております。

○村井委員 研修の案内といったところなんですけど、これは職員個々の皆さんからの提案とか意見が出て、例えば私、まちづくりの研修に参加したいんですと、これが大阪市内なのか、東京なのか、地方なのか分かりませんが、そういう意見に基づいて研修に参加していただいているのか、もしくは、総務のほうからこういう研修メニューがありますよとご案内をした上で、参加者を募って研修に参加していただいているのか、両方のパターンがあるかと思うんですけど、大体その辺の、教えていただけますか。

○西本秘書政策課長 今のご質問に関しましては、委員おっしゃった後者のほうになります。人事担当課のほうで年間を通じての研修内容であったり、その都度その都度まいります情報に基づく研修情報を職員に提供しまして、そこで参加者を募る。また、こちらから、もちろん所属の長とは相談はしますが、して、事前に指名というんですか、そろそろこういう研修をこの人には行ってもらったらいんじゃないかなというふうなところで、こちらからのそういう提案、申請、申し出の研修もございますが、基本的には人事のほうで用意した研修を受けていただくという形になります。

○村井委員 職員さんも日頃の業務に当たりながら研修を受けていただいて、スキルアップしてもらうのは大変時間的、体力的にも大変やと思うんです。ただ、やっぱり太子町役場として、やっぱり人材のところの確保が難しい、マンパワーが不足しているようなところも私はずっとこの中で感じる中で、やっぱり個々の職員さんのスキルアップと、それで組織のスキルアップ。太子町役場だけでなく、太子町内の関係団体のスキルアップをしていただいた上で、ある程度のまた一翼を担ってもらうという進め方をしないと、中々難しいかと思うんです。

その中でやっぱり今、ふるさと納税の話も出ましたが、太子町として、例えば公民

連携、ふるさと納税、もう一個は今、大きな話題になりつつある基礎自治体の在り方とか、日本の中でもすごく、ちょっとトップリーダー的な、ふるさと納税にしてみたら、標準財政規模に比べて、ふるさと納税の割合というのは、ちょっと特殊な自治体であるというのは間違いないと思うので、やっぱりその辺のところの最新の情報、もしくは商品開発とか、そういうところ。

基礎自治体のところに関しては、全国でそういう議題のところのところとか、平成の大合併のところの検証結果とか、そういうところの研修とか、いろいろあるかと思うので、その辺もっと参加、どんどんしていただいて、意見交換、情報収集、また人脈確保、人脈確保した上でいろいろまた情報が入ってきたりとか、そういうところのことをもっと強化せなあかんと思うんですけど、今の現状だったらどんなかな。やっぱり厳しいのか、その辺教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 まず今、委員おっしゃいましたように研修、自分の知識をレベルアップするだけではなくて、行った先で市町村同士の交流もございますし、また、場合によっては、その本人の意気込みというんですか、に基づけば、例えば講師の先生と直接、研修が終わった後でもお話しするような機会も当然、そこは設けることができるのかなというふうには考えております。

今、委員おっしゃったようなそういう最先端を進んでいるような研修というところで行きますと、ちょっと違うかもわかりませんが、今の時代ですので、当然DXの研修であったり、そういった研修もございますので、そこはなるべく、こちらとしまして情報も吸い上げながら、職員には参加の機会の提供は努めてまいりたいというふうに考えます。

○村井委員 具体的なところで私が知っている中で、太子町の中で1つ、都市計画の中の土地区画整理事業という事業の進め方の中で、正直、今の太子町役場としては、土地区画整理事業と云ったら、時の聖和台開発のときの事業手法であって、中々行政としてはハードルが高い、時間がかかるというようなところのことであつたんですけど、実際に同時期に進められた、南河内で同時期に2か所進められていた土地区画整理事業を、その自治体は成し遂げてはるんです。

例えば国道309号線沿いの商業開発、国道170号線の企業誘致開発というようなところのことを、そういう事業を進めてはって、結果できました。完成しました。だから、やっぱりそういうところの、やっぱり私たちが何を、この町の先に課題が出て、そ

の課題解決に特に力を入れていかなあかんねんというのは、やっぱりしっかりと目的を持っていかなあかん。

それともう一つ、その行った職員だけでなく、まず組織でそういう認識をしっかりと持っていただくといったところがすごく大事じゃないのかなと思うんです。この職員のところだけど、それもやっぱり同じように続けて質問する中で、研修といったときに、さっき住民さんの関係団体と言ったかと思うんですけど、やっぱりそういうところも町内の課題解決に、関係団体、住民さんと一緒に解決していきましょと。そしたら一緒にその研修に行きましょといったときに、やっぱり、この後も出てくるかな、バスは借り上げというようなところ、実際、そしたらバスの運賃、上がっていますけど、実際こんな、この予算でいけんのかいなみたいな、各予算項目でバス借り上げの代金、えらい違うところもありますし、そういうところもしっかりと、たかが研修ということじゃなくて、それから聞いて、見て、全てが始まって、共通で認識を持たせてもらおうといったところから全てが始まるんですけど、その辺の住民さんとの研修の在り方というのは、総務としてはどういうマネジメントをしていこうとして考えてはるのか、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 今、委員おっしゃっている住民さんとの一緒に研修というのは、例えば1つの事業をするに当たって、その事業の先進地を見に行くとか、そういうふうな研修のことかなというふうに受け取らせていただきました。そういった研修は我々職員、それから住民も共に見識を高めるという意味では、先進事例の例えば視察研修というのは、事業を進めていく上では重要になるかなというふうに考えます。

○村井委員 さっきもこの小さな自治体の小さな役所で、マンパワーも足りない、予算が足りないと言っている中で、そしたら何が要るといったら、やっぱり住民さんとの協働の中で少し一翼を担ってもらうのか、そういうところをしながら、共に課題解決の方向に進んでいくといったところを進めていかんと、住民さんとの協働、協働と言っていますが、役所と住民さんの間にすごい溝があるような感じがしてしゃあない。研修といったところで、今までの古き良き時代の研修がまだ脈々とそういうのが続いているんじゃないかなというのは、行ってきました、写真撮ってきました、参加してきましたで終わってしまっているんじゃないのかな。そこから全てが始まる、太子町はそういうポジションにあるというのだけしっかり自覚を持って参加していただきますように、進めていただきますようお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 51頁のところなんですけど、これも長年の課題で、中々解決の糸口がつかめないというのが、町会自治会の加入といったところの自治振興のところなんですけど、今現在の町会の加入率というのと、大きく大字で、ちょっと私が聞くと、大字の地区ごとによって加入率がえらい差が開いてきたみたいなのが、ちょっと住民さんからの意見があるんですけど、ご意見を聞いているんですけど、その辺、加入率というのは大体どんなもので推移しているのか、教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 令和5年の町会加入率でございます。全体としまして、約47%程度加入されているということでございます。ただ、ちょっと今、各大字ごとのどれくらい加入されているかという資料はございませんので、また確認させていただいて、またご報告させていただきます。よろしくお願いします。

○村井委員 私が住んでいる山田地区に関しましては、伝統事業の補助金を出していただいたので、地域コミュニティの形成の中にそういうふうなのが一翼を担っていて、効果が発揮できているというところのことも、住民さんで認識されている住民さんも多い。片や、そうじゃないところでは、そういうの、何の町会に入ってもつながりがないから、年に1回総会、クリーンキャンペーンに出たら、後、何のこっちゃみたいなことになっているのが現状やという、ほかの地区の住民さんもいらっしゃる。やっぱりその辺が、さっきも言いましたが、これは太子町だけの問題ではないんでしょうけど、やっぱりそういうふうなところにちょっとヒントがあるんじゃないというのが、この太子町の中の大字地区を見ただけでも、何か感じるところがあると思うんです。

やっぱり何か日頃からの仕掛けというのはすごく大事なんでしょうと思うんですけど、その辺、これからの町会加入といったところ、あえて町会に加入したからメリットがある、デメリット、メリットをつくっていけというところのことまでは言いませんけど、その辺の今、これから令和6年度以降の戦略というのを、もし何かそういうのがあるんやったら、教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 委員おっしゃるとおり、実際のところ、町会加入率は低くなってございます。実際、自治防災課のほうで町会とか担当させていただいてまして、窓口に来られる方には、町会があるので加入してくださいねというお話もさせていただくと同時に、またパンフレット等でチラシを作らせて、配布もさせていただいております。

ただ、その中でやっぱりどうしてもメリットがないんじゃないかというようなご意見

が多い中で、やっぱり今、自治会、隣とのつながり、ご近所さんとのつながり、それからあと、防災に関してもやっぱり共助というところで、顔が分かっていたらやっぱり話もしやすいとか、そんなのもあると思いますので、その辺、新しい住民さん、あと、また町会に入られてない住民さんに対しましては、そういうふうなこともあるということをご説明させていただきながら、町会に入っていただけるようお願いして、役場自身もお願いすると同時に、また町会長さん、あと役員の方、その辺、ご協力いただきながらやっていきたいというふうには考えております。

○村井委員 今、部長の答弁、中々難しいご答弁だったと思うんですけど、これは私も太子町役場、役場だけの問題ではない。これは全て、さっきも言いました住民さんとの協働で、やっぱり1つ解決していくという共通の課題を持たなあかん。役場だけがやれ、住民さんだけやってくださいじゃなくて、やっぱり同じ共通の認識を持ってもらった上でこうしようという、ちょっと仕掛けていくのに何か計画をつくるなりというようなところで、地元の協力者、協力者と言ったらええんかな、地元の世話をさせていただいたり、そういうリーダーシップを取ってもらおうという方が必須だと思うので、その辺のしっかりとした考えの中で、町会加入率を上げるだけが全てじゃないと思うので、加入してもらった上で、太子町に住んでいてよかったなというふうなところの実感ができるまちづくりをやっぱりやっていかんとあかんと思うので、またその辺のしっかり力を入れてもらって、次の総合計画のところで、そういうふうなところのしっかりと意見として反映してもらような形を取ってもらいますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 55頁のふるさと納税型クラウドファンディングの活用と、こう書いてあるんやけど、これ、ちょっと説明してくれはりますか。

○小泉企画担当課長 ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業費補助金の内容につきましては、主に目的としましては、新たなふるさと納税返礼品の開発に寄与するための事業、こちらを目的としております。

補助金の内容としましては、返礼品の開発を行うに当たり、クラウドファンディングの仕組みを活用するものでございまして、クラウドファンディングの定義なんですけれども、ふるさと納税寄付と同じ、仕組みとしては同じなんですけど、クラウドファンディングはあらかじめ使い道を明らかにして寄付を集めるというところで、通常のふるさと納税寄付とは大きく違うというところが1点と、あと、目標額を示して寄付を募ると

いうところが、通常の寄付の募集とは違うというところです。

例えば、ふるさと納税の返礼品として、新たなお菓子を作りたいというような事業者さんに対して、例えば100万円を集めて、材料なり、道具なり、必要な経費を補助してほしいということで本町のほうに申請いただくんですが、ふるさと納税型で寄付を募りますので、仕組みとしてはふるさと納税の仕組みと一緒なので、頂いた寄付金の半分は経費、半分は本来太子町に入る、歳入として残るんですけれども、そちらの太子町に入る部分を補助金として支給するというようなスキームで制度設計をしております。

○森田委員 ということは、目標額を決めて、クラウドファンディングをやって、目標に達せなかったらどうなりますか。

○小泉企画担当課長 目標に達しなかった場合は、自己負担でお願いするという形になります。

○森田委員 自己負担というか、結局、例えば300万円募集している、200万円集まった、そしたら普通、何か聞いたら、目標額に達しなかったら、してくれはった人にお返しするとか何か、そんなことはありませんか。入ったのは入ったで頂くわけですよね。

○小泉企画担当課長 クラウドファンディングの方式につきましては、委員おっしゃいますとおり、目標額に達しなかったら寄付者さんに対して返金する、こちらのオール・オア・ナッシング方式というやり方と、寄付金に、目標額に到達しなくても、返礼品も支給して、その後の事業、今回で言いますと返礼品開発になりますけれども、そちらの事業は実施するというオールイン方式、2つございます。

本町で採用している、この事業で採用しているのはオールイン方式でございまして、目標額に達しなくても返礼品開発に係る事業は行っていただくというような形です。ですので、事業の対象者としては、そもそも補助金を活用しなくても、自己資金で基本的には開発できるような資金力のある方が、返礼品開発の後押しになるような形でクラウドファンディングの、この補助事業に参加していただければ、目標額に達しなくても、寄付いただいた金額の範囲の50%で補助金として支給が受けられるというところで、返礼品開発の機運醸成といいますか、後押しになるような、そういう目的の事業でございいます。

以上です。

○森田委員 ふるさと納税といたら、自分の出身地のところへとか、何かやるんやけど、これは今、太子町で、太子町の者が太子町へすることもできますか。

○小泉企画担当課長 ふるさと納税の制度を活用しての寄付ですので、基本的にはお礼品、返礼品付きの寄付ということになると思うんですけども、本町お住まいの方が本町に寄付する場合は、返礼品は受け取れないということになるので、今回のふるさと納税型クラウドファンディング事業につきましても、基本的にはお礼は用意するパターンが想定されるんですけど、そのお礼は受け取れないというような形になります。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）副委員長 予算書の75頁なんですけども、3款1項1目の事業別区分8の住民人権課が担当している困難女性支援事業665万6千円、ほとんどが人件費で国庫の支出なんですけども、どういうふうな事業内容なんでしょうか。

○木村住民人権課長 困難女性支援事業につきましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのが令和6年4月1日に施行されます。この法律に基づきまして、困難な問題を抱える女性の方を支援するように体制整備を図るということで、相談員の配置を予算計上させていただいております。相談員につきましては、専門職で社会福祉士、または精神保健福祉士をお持ちの方の配置と、あと、一般事務補助を考えております。

以上です。

○辻本（馨）副委員長 困難な女性という定義というのは、何をもって困難な女性というんですか。

○木村住民人権課長 定義につきましては、国及び府のほうでも定義についてはお示しのほうはされてないんですけども、いわゆる複合的ですよ。例えばDVで、DVをお持ちの方、かつ、障がいを持っている方であったり、生活困窮というような形で、複合的にいろんな問題を抱えている女性のことを支援させていただくという形になっております。

○辻本（馨）副委員長 そしたら、それは自己申告なんですか。それとも近所の人から、困難みたいだよとかという通告があったりとか、認定するというのはどういうふうな認定をするんですか。

○木村住民人権課長 近所の方からご相談いただきましたら、その方について支援を考えていくというのも1つですし、本人さんから、私、こういった状況にあるんですというご相談を受けましたら、両方から相談させて、支援させていただくという形になっており

ます。

○辻本（馨）副委員長 最終的に決定するのは、住民人権課長が判断するということですか。

○木村住民人権課長 決定というよりも、本人さんからご相談いただきましたら、そこをきめ細やかに相談しまして、次につないでいくであったり、その方を支援していくというような形になっております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今の引き続きで、ずっと総務で説明してもらった中、何かぽんと介護のところにも引っかかってくるんですけれども、今お話を伺っていて、住民人権課でしょう。電話はどこにかけてと言ったら、つないでくれて、ここに振りはるんだろうけれども、来たときって、住民人権課の窓口に来て、相談があるんですというような例が今ありますか。

○木村住民人権課長 住民人権課のほうでは人権相談等、DV相談等々させていただいております。そういった方がお見えに、年間数件ですけれども、来たり、電話でご相談いただいたりというケースはございます。

○西田委員 0ではなさそうですけれども、こうやって2人置きはるらしいんやけど、毎日のように来はるんかしら。

○木村住民人権課長 年間通じて、この2、3年なんですけれども、4、5件ぐらいしか相談はございません。

以上です。

○西田委員 電話は分からなくもないんです。電話がかかってきて、相談したいんですよと言ったら、つなぎはるのは。でも普通、住民人権課に行って相談しようと思わないと思うんですけど、窓口を書いてもらってもいいですけど、年間4、5人でしょう。1人は事務とかやってくれはる人か何かいはったから、特別な資格は要らないと思うんですけれども、特別な資格を持った人が住民人権課のフロアというか、いてはって、まさかその人が窓口に来た人の番号とか言いませんよね。専門職って報酬高いですよ。どういう、年間4、5人しか来ない中、電話もかかってきて、もうちょっと増えたとしても、1日窓口に座っていて、専門のことしかしない人が住民人権課にいらっしゃるんですか。

○木村住民人権課長 もちろん専門的な資格をお持ちなので、うちの窓口業務についてい

ただくということはしてはもらわないです。人権のほうもございますので、そういった形であったり、スキルアップのために研修等も、府とかがいろいろ連続講座というのをしていただいております。あと、また、役場の中のどこにどういう支援があるかといった内容などを一から勉強していただくということを考えております。

以上です。

○西田委員　じゃあ、この住民人権課という名前がついているということは、少なくともその2人の方は、窓口の奥のところに座っていらっしゃるということですかね。

○木村住民人権課長　住民人権課の執務室に座っていただく予定となっております。

○西田委員　あらゆるところが人が足らないようなお話を聞くんですが、そんな中で、専門的なスキルを持った方が年間窓口に4、5人、よくて電話がかかってきて、でも窓口業務、何番の方、次ですとかいうのには携わらない。この配置はどうなるの。秘書政策課なのかな。もったいないと思いませんか。

○小角政策総務部長　今、西田委員がおっしゃられるとおり、確かに困難女性について、専門職でございまして、今、重層的支援とかいろいろございます。ただ、窓口でいろんな課の業務状況を鑑みたときに、実際相談として、まずは受けないといけないということで、住民人権課のほうで人権相談等もやっていますので、そこでちょっと受けようかなということで、一応内部、健康福祉部の各課、また部長も含めまして、ご相談というか、調整させていただきました。

ただ、これが最終形というのではございませんので、これからいろんな相談等あると思います。その中でどこにつないでいくか、どこに、今は住民人権課なんですけど、もしかしたら、ほかの福祉であったり子育てのほうがいいというようなことになれば、またそこは調整しながら、より良い方法というのを考えながら変えていくようなことも考えてやっていくというようなつもりではしています。

以上です。

○西田委員　中々専門的なことを持った方が広報に来てねと言っても、看護師さんが中々来えへんとか、いろいろあるじゃないですか。逆に私がそういう資格を持っていて、離れていたって、この資格を持って仕事をしようと思ってやってきたら、することがなくて、でも、それでも何かあれやったら、せんでもいいよと言われていても、専門的な職を持っていて窓口に当たっているって何だろうと思わなくもないかなと思うんですけども、雇う側としても、ちょっと専門を持っている人に失礼ちゃうかなと思うので、

そういう中で来るか、来えへんかというのものもあるかと思うんですけれども、やっぱり割る2じゃないんでしょう、きつとこの事務の方と専門職の方は。という意味では、適材適所がどうなのかなと思うのと、柔軟に考えるということなので、果たしてそれがいいのかなということはもう少し考えてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにないですか。

○村井委員 51頁の交通安全推進事業のところなんですけど、私、前、去年かな、のときにも同じような質問とご提案をさせていただいたと記憶しているんですけど、富田林警察管内の交通安全協会、毎年春と秋に交通安全講習会ということで、これは何年、ずっと歴史ある事業ですかね、講習会というのは。高度成長期以降、モータリゼーションの中で皆マイカー、自家用車をお持ちで、大きく移動手段が変わってきたと。その中で女性の皆さんの普通免許の取得率というのが上がってきたといったところで、すごく交通安全講習会といったところの役割という大きなものがあったと思うんです。

ただ、やっぱり昨今の講習会にしても、講習に参加してもらえる住民さん、もしくは町内の事業者の方とか、ご協力いただけるところというのはちょっと少なくなってきているというところの認識がある、ご意見があると。去年、関係するところでいったら青パト隊の皆さんとか、やっぱり日頃公用車を運転して、まちづくりの一翼を担ってもらっている皆さんにも率先して参加してもらおうようなことでということと言ったんですけど、今年、じゃあ令和6年度の講習のそういうところに呼びかけというか、今現状どないなってるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 今ご質問ございました交通安全運動、講習会なんですけれども、今年度、令和5年なんですけど、春と秋2回開催させていただいております。実際、各2日間ずつやらせていただいて、2日で合計約45人前後の参加という、1日20人ちょっとというところでございます。

今おっしゃられました青パト隊につきましても、令和5年につきましては参加のほうをお願いするような形でお話はさせていただいております。実際に何人参加いただいたかというのは、ちょっと把握はしてないんですけども、今後もこういう講習会に参加いただけるように、あと事業者であったり、あと移動支援とかをされているところもあったり、そういうところに関しまして、通知というか、こういうのがありますよということでお知らせしていきたいというふうに考えております。

また、職員についても、中々業務の関係で参加しづらい部分ではあるんですけれども、

職員にも参加を促すような形でやっていきたいというふうには考えております。

○村井委員 昨今の道路交通法の改正で、やっぱり飲酒運転をはじめ、罰則の厳罰化といったところ、高齢者ドライバーさんの法改正、関係する法改正があった。昨日もニュースでありましたが、これから自転車のところの厳罰化というのも、令和6年度以降ですか、もう閣議決定されているということで、やっぱりその辺のところ、今マイカーをお持ちの方だけではなくて、やっぱり教育委員会をはじめ、町内の16歳以上の厳罰やったかな、未成年のところはまだ、未成年じゃなくて、16歳以下のところはちょっとまだどうなるか分からないというようなところだったと思うんですけど、ただ、そういうふうなところからやっぱり取組として参加してもらって、先ほどの研修のところでも言いましたが、住民さんと一緒に情報を共有する場をつくると。まずそこで法律が変わりますよ、実際にこういうのが変わりますよ、そしたらどうしましょうねというのを、個々1つじゃなくて、太子町、町ぐるみでそれを力入れていこうよみたいな、そういうところの講習会につながったら、また1つ、交通安全といったところに幾分か効果を発揮できるのかなと思いますので、また引き続き力を入れてもらいますようお願いいたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 51頁が開いているので、青パトでお聞きしたいんですが、青パトの今入っておられる方って何人いらっしゃいますか。

○小角政策総務部長 青パトの今、隊員数でございますけども、54人の方に参加していただいております。

○西田委員 そういうボランティア団体って、何か出ていったことはあんまり数えなかったりとか、母数としてはそれだけいても、常時活動しているのはそのうちの20人とかあったりすると思うんですけども、この54人の方は皆さん、青パトって何か順番を決めて車に乗ってはる人やと思うんやけれども、活動に参加している人が54人なんですか。

○小角政策総務部長 ちょっとはっきりした数字はあれなんですけども、一応、約30名ぐらいの方が参加していただいているということでございます。

○西田委員 51頁で青パトが地域安全センターに支出しているお金が19万4千円ね。この個人の方、54人全てかどうか分かりませんが、何となく個人として入っているのはこの保険料、何かあったときの3万9千円が割り算になっているのかなと思うんですけども、だから、青パトで参加されている方、本当にボランティアで運転免許

を持っている人ですよね。その人たちが、うちの子どもたちの安全を見守ってくれてはと思うんですけれども、そこでそれなりに、ヤッケみたいな服を着ましようとか、いろいろマニュアルがあるらしいんですけれども、その1つに、帽子が何かマニュアルにはあるらしくて、詳しいことはそちらのほうでご存じだと思うんですけれども、多くのそういう青パトをやっている自治体では帽子を配っているんですって。

ところが、太子町は幾ら言ってもこの帽子、もらわれへんと言って、そしたら、その帽子を買うお金が太子町はないからと言われたというんです。帽子がたった1千円として、54人おって5万4千円、毎日毎日ボランティアで出している予算上はただの19万4千円、そのうち個人に入っているかな、入ると言えませんが、渡っているかなと思うのが3万9千円でしょう。太子町は54人の皆さんに、ほかの自治体を持っている、青パトに乗っているボランティアの人が持っている帽子を買うお金がないんですか。

○小角政策総務部長 帽子を買うお金がないんですかと言われますと、そこは予算をつける、つけないのところにはなってくるかなと思います。

ただ、青パト隊に関しましては、帽子が絶対要るのかといえば、そういうわけではございません。ただ、太子町の場合は蛍光色のビブスを着ていただいて、青パト隊員であるというのが分かるような形で青パトに乗っていただいております。

運転するときに帽子をかぶって運転するのかといいますと、いろんな人がいらっしやると思います。実際そこで、その帽子が青パト隊員の中で必要かどうかというところはあるとは思いますが、ただ、帽子をかぶりながら運転するのは、どうしてもやっぱりしづらいという方もいらっしやるかなと思っております。実際、本当に帽子が必要かどうかといえば、絶対必要ではないとは私、個人的には思っております。その部分で、やっぱりビブスをつけて青パトをしているというところで、これからも続けていきたいというふうには考えております。

○西田委員 思っているんじゃなくて、聞いてください。54人の人、1人だけが言っているんだったら、ほんま要らんやんって、車に乗って何で帽子が要るのと言ったら、その人も納得するやろうし、半分の人が車に乗るに当たって、夏なんか、車に乗る間に日に当たんねんから、そのとき帽子かぶっとくねんという人もあってもいいやろうし、ずっとかぶっている人もいててもいいやろうし、車に乗ったら要らんからといって外す人もいて、ただ、金額として、1千円として5万4千円、それを何かお金がないという形で納得させているんだったら、それは違うんだよということも言わなあかんやろうし、

帽子をどう扱うかというのは個人、それこそ、そっちこそ個人にお任せして、まずは54人に聞いてみて、半分以上欲しいと言ったら、前を向いて進めようかねとか、そういうふうを考えてあげたらいかがでしょうか。

ちょっと何か、昔をちょっと思い出しました。行革のときに、町立の幼稚園児に、入園時やったかな、進級時だったっけ、帽子を配っていたのをやめたときに、あれかて10万円か何かそれぐらいの、子どもたちが喜ぶ、保護者が喜んでいる、そんな小さなお金まで削るのかと言っていたんやけど、今まさにこんな小さなお金を金がないと言って出せへんのかと思うと、あまりにも何かちょっとさみしいなと思うので、それは皆さんに聞いて検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと何か重なるようなことなんですけれども、住民さんの思いをどれだけ形にするかというのを考えて、それこそ1億もかかるんやったら、何ぼ言われたって、それこそお金がないからといってできへんこともあるかと思うんですけれども、防犯灯、これも何度も言っていて、この議会で言ったときもあるし、個人的にお願いしたこともあるんですけれども、どうも太子町から違う行政、自治体に入った途端に暗くなるというのが、それはそうですね、境界のところ、そこの自治体かて、誰がその恩恵にあずかるんやと思ったら、必要か不必要かというのを考えると思うんですけれども、上ノ太子駅が太子町の玄関口として利用する方が多くて、今回も通勤通学でバスの時間を延長までしたじゃないですか。降りたら暗いんです、羽曳野領域ね。ほぼほぼ太子町の住民さんが利用する上ノ太子駅ね。そんな中でバスがなくて、歩いて帰る女性の方もいらっしゃいます。その娘さんを持っているお母さんにも数年前に言われて、言い続けているんですけれども、聖和台に帰るのに太子中央線、家もないし、暗くて、子どもが怖くて本当に何かあったら心配なんですって、防犯灯をつけていただけませんかと言われたんです。

また、セブンイレブンのほう、あれも太子町を出た途端というか、羽曳野になった途端暗いし、あそこはカーブになっているじゃないですか。あそこも羽曳野やからでしょうかね、中々その暗さが解決せえへんのですけれども、安全安心、住民さんのための、何かあったらあかんということ、予防も兼ねてという意味では、羽曳野市に対して防犯灯の設置、羽曳野市も、それは自分のところとちょっと違うなと思ったら考えるかと思うんですが、これ、要望し続けていただいているんでしょうか。

○小角政策総務部長 中央線の暗いということで、以前からご指摘受けてございます。羽曳野市のほうにも要望、お願いという部分に関しましても、させていただいております。

実際、以前なんですけれども、辻中課長のほうが実際照度計を持って、現地に行って、そこそこの明るさはあるということも聞いております。

ただやっぱり、どうしても暗い部分で不審者等というのもございましたので、警察なんですけれども、富田林警察であったり、羽曳野警察のほうにも一応、状況については説明させていただいているところでございます。

あと、羽曳野地域につきましては市道であったり、あと、166ですと国道になったり、あと、河川の横の通路でしたら管理用通路等になってきますので、各管理者ばらばらにはなってはございます。ただ、西田委員おっしゃるとおり、安全のことを考えるときに、やっぱりどうしても不安であるという部分はあると思いますので、その辺につきましては、また関係各所に要望のほうは続けていきたいというふうには考えております。

○西田委員 水道が災害によって水が届けへんかったらということで、羽曳野のほうに流せるようにたしかしたと思うんです、太子町の水、上から下。そういうふうに、行政区が違って助け合おうということって、たくさんあるじゃないですか。もっともっとはっきりしているんやったら、広域で何かしましょうということもやっている中で防犯灯、これ、そこだけ太子町が電気代を払うのは難しいかもしれませんが、最初の器具ぐらいつけるから、お願いだから、住民さんがほんまに怖がっているからお願いしますって、つけさせてくださいというのがあってもいいんじゃないでしょうか。

本当にそこそこ、そこそこ明るいとは思いますが。屈強な男性だったら怖くないでしょうけれども、やっぱり女性が声を上げているということも分かっていたきたいですし、本当に私事やけど、駅からずっと車がつけてきて、娘、自転車やったけど、ひったくりに遭ったりとか、そういうこともありますので、人通りがほんまにないですから、明るさだけで補えるとは思いませんけれども、少なくともそういう環境をつくるための努力はしていただきたいので、よろしくお願いします。

先ほど、町会の加入率がすごく減っている、何ぼですかといったら、もう5割を切ってんねんやなと思ったんですけど、私もずっとは入ってないけど、第5次総合計画の委員だったこともあって、やっぱりこの加入率、どうにかせなあかんねというのが項目の中に入っていたんですが、その加入率をアップするために考えられたのが、今回の自治振興補助金の取扱いの仕方なんですか。

○小角政策総務部長 自治振興費についてでございますけれども、元々自治振興費の趣旨といいますのが、町会等の活動の促進と、あと住民との協働による住みよいまち、豊か

な地域社会の形成を目指して補助金を交付するというふうな形になっています。

実際のところ、中々加入者も減ってきているというところで、町会等で活動されているところがないと。その部分を、活動をちょっとでもしていただいて、ご近所さんで顔を知ってもらおうという、そういうつながりを持つために活動補助金というのを新しく設けさせていただいて、それで1回、1事業5千円でしたか、を最高6事業までやったと思うんですけど、そういうのをちょっとでも、つながりを持っていだけけるような形で。

すみません、活動費6千円ですね。6千円、5活動で上限5万円となってございます。そういうのを新しくつくって、ちょっとでも自治会活動が活発になるような形になっていっていただけたらなという思いで今回、制度をちょっと変えさせていただいております。

○西田委員 何か仕掛けは必要だと思うので、いろいろこれも、今日言ってあしたじゃなくて、これはすごく住民さんにも聞いてくれたし、町会や区長さんの話も聞いてくれて、1年ぐらいでやろうと思っていた、2年、ちょっと時間をかけて考えてくれているからいいと思うんですけども、割に今と変わらん額が入るかなというのは、決着はしていると思うんですが、それでもそういう新たな事業を考えたらという中で、考えつけへんで入ってくるお金が減る、それもちょっとやったらいいけど、減って、これやったらやっていかれへんなと思って、逆に自治会活動をやめようかなと思われたら困るじゃないですか。そういう運営が困難になる自治会、町会はないのかなと思うのと、それに対して懸念を出している自治会、町会があるのか、いや、これでやってみようかというところまで話が進んでいるのか、今の現状をちょっと教えていただけますか。

○小角政策総務部長 今回、この補助金の改正という形で、実際、今、47町会ございます中で、20町会ほどは金額が下がらないと。あと27町会ほどは金額が若干下がるとのことなんですけども、ただ、これにつきましては、元々加入世帯が減っていったところもございます。ただ、やっぱりちょっと世帯割の部分は若干少なく、1世帯当たりの世帯割が少なくなっておりますので、人口、世帯員の多い自治会につきましては、ちょっと減額のほうが大きくなっているのは事実でございます。

ただ、その中で、区長会等で一応説明させていただきましたところ、どうしようもないから、どないかしてくれとかという声はいただいております。何とかこれでやってみるということで皆様ご了承いただいているというふうには考えております。

○西田委員 これまでだったら、1千万円だったら1千万円、それを分けてという感じが、

そしたら1千万円をどう使うかという中で、余ってくるお金も出てくるかと思うんですが、それは額がちょっと増えたら、それはちょっとどうやったのかなというのを考え直してもらえるのかな。だから、スポーツ振興やったっけ、300万円が結局残り200万円になり、今回の補正では110万円になり、予算やったら今度は150万円になっているような、尻すぼみみたいな、用意はしたけど出すのはこれだけですみたいな、減らないようにはしていただきたいので、その度々に少なくとも20、やっぱり27は下がるんちゃうかなというところをよく注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

○村井委員　ちょっと先ほどの51頁の防犯灯のところ、西田委員とちょっと関連した質問なんですけど、私も前から言っている中で、やっぱり行政が防犯灯を設置していく中で、やっぱり行政界をまたぐといったところとか、例えば民間、公民の民間と中々連携して進める、そこはもう民間ですみたいなところの、中々難しいところがあったと思うんです。

ただ、やっぱりこれ、太子町としても大きなところといったら、公民連携事業とかいってやっている中で、公と民がやるんやったら、公と公ももっと、そしたら連携したらええんちゃうんかいな、あって当たり前やろうみたいなところもありますし、この後の福祉関係のところでも出てくるかと思うんですけど、昨今のやっぱりコロナ禍、その以前からやっぱり力を入れてきはった1つの結果として、住民さんの健康づくりといったところに、すごく町内をウォーキングされている方、すごくよく見かけるようになる。ご婦人方、ご家族、グループを組んで、昨日も20人ぐらいで歩いてはったかな、健康づくりのね。特に夏場になってきたら、やっぱり昨今の温暖化の影響なんか知らんけど、やっぱり夜間にたすき、反射板のたすきをつけて歩かはる。ただ、その歩く中で、ここ、やっぱり一番歩きやすくて、歩道が整備されていて、一番目的がいいコースなんやなというのが太子中央線なんですよね。駅からやっぱりアップダウンがあって、叡福寺のところへ行って、また美原太子線のところのどんつきまで行ったら、永遠に真っすぐなところですし、整備もされていますし、周りの景観を含めて、叡福寺のところもあるやろうしとか、そういうところでよく歩くというようなところでやられているので、特に夜間のところなんて、いうたらやっぱり防犯灯設置、しっかりしていただいて、安全な上でそういうウォーキングを勧めていただく。

もう一つ、さっきの民と言ったところなんですけど、1つ、太子町にある私立高等学

校の、やっぱり最近はお住まいの生徒さんが通学路として使えるんです。やっぱりそのところの防犯灯を設置して安全確保というのも1つ、太子町役場の務めじゃないのかなと思うんです。公道上に民間の資金によって防犯灯を設置してくれなんか、多分そんなのできませんでしょうし、例えば複数の高等学校が太子町内にあるとかなってきたら、これはまたややこしい話で、あくまでも多分1校で、太子町にお住まいの方もそこに在籍、もしくはもう卒業して社会人になっている方もいらっしゃるでしょうし、その辺のところをちょっと連携組んで、通学路全域じゃないけど、ちょっとずつそういう学校園の周りのところに設置していかなあかんのじゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えがあれば、教えていただけませんか。

○小角政策総務部長 実際のところ、その状況というのは私も確認してございませんので、ちょっと今どうこうという、ちょっとご答弁はできないんですが、また現場のほうを一度確認させていただいて、どういうふうな取組ができるかというのは検討させていただきたいと思います。

○村井委員 やっぱり地域地域には特徴があって、先ほどはウォーキングで太子中央線沿いとかいうのがモデルコースみたいになっているのかということと、逆に言ったら、私立高等園のところの、学校園のところの周辺はイノシシも出没するというような、ちょっとそういう可能性の高いところなので、やっぱりそれは防犯上、ちょっとでも明るくして通学路の安全確保といったところはやっぱり進めていかなあかんと思うので、またその辺、もし調整できるんやったら、しっかりと調整していった上で役割分担とか、そういうようなところもしっかりしてもらった上で進めていただきますようお願いしておきます。

○辻本（博）委員 51頁の交通安全推進事業に関してですが、本当に、その関連なんですけど、朝の交通規制という部分で、町長も青パトで回っていただいているというのもあるんですけども、本当に自分でも一般質問でお願いしていました、叡福寺東の庁舎から直進または上ノ太子駅から叡福寺東交差点の右折、これに関しては本当に、規制がかかっているにもかかわらず違反者が多い。なおかつ警察が今はほとんど立っていただけてないというのが現状なんですけども、そこら辺のところ、何とかならないんでしょうか。

○小角政策総務部長 そこにつきましては、元々規制がかかっておりまして、防災行政無線とかでもお知らせして、実際、違反される方は確信犯と言ったら怒られるのかもしれない

ませんが、ある程度理解の上で多分、警察がいてないときには右折、直進されるという部分になります。そこに関しましては、町としてできることといえば、また警察のほうにお願いして、極力立っていただける時間を増やすような形では要望していきたいと思えますし、その住民さんのというか利用者の、利用者、車に乗られている方の意識の向上というか啓発、何かできる方法はないかというのも考えていきたいというふうに考えております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。本当にモラル、ちょうど近鉄バスが新たに運行されて、当然近鉄バスの方々もまだあまり慣れてないと思いますので、大きく膨れたりとか、そういう、特に違反者がスピードを出すんですね。やっぱりそこら辺のところが、ちょうどあの時間帯の子どもたちの本当に通学にも、本当危険を生じますので、本当に今まで一個も立ってない週が何回もあったというのをよく聞いているので、その点も本当に、予算がなかったら、そういう言うたら警察が立ってくれないのかと言わんばかりの、そんな形で本当に、警察は何かがあったらそっち側のほうに走られるというのはよく聞いております。何とかそこら辺のところも今後、またよろしく願いいたします。

○村井委員 55頁の地域公共交通事業のところなんですけども、これ、この前もちよつとちらっとお尋ねしたんですけど、車両購入費としては予算が上がっているんですけど、この車両購入、来年度の秋でしたか、秋を予定やったかな、新車のバスが導入されて、運行されると。その後の車両体制ですね、今、レンタカーでお借りしているマイクロバスはどうなるのか、現行のってこ号で走っていた茶色のバスはどないなるのか、今のところで決まっているようなところがあれば教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 新しく今、車両購入を予定しております。2台予定しております。1台レンタカーは借りておりますので、それについては返却をさせていただきます。もう1台の元々から走っています茶色のバス、それについては、例えばですけども、緊急的な対応のときに代車というんですか、そういったことでも使えますので、そこは一定保持しながら今後検討していきたいというふうに考えます。

○村井委員 運行管理上、その予備車といったところで、あの茶色の、茶色と言ったらいけんね、のってこ号を置いとかなあかんというふうなところがあるんやと思います。ただ、課長がさっきちらっと言いましたけど、バスの借り上げの額がすごく上がって高騰しておるんです。この秋以降で2回ぐらい値上がりしているはずですよ、これ。今年に

なってから、もう一発どーんと上がって、今、大型バスが何か1.5倍ぐらいの値段になっていると聞いておるんです。

だから、その中で、その茶色のバスの活用方法を、ちょっと柔軟な活用をできないのかと。予備車は分かるんやけど、そしたら、ずっと停めておくのというようなところがあるので、ちょっとその辺の予備車の扱いのところを今、柔軟な運行ができるのか、できないのか、運行じゃなくて活用ですね、できないのか教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 今ご提案いただいた予備車の活用、柔軟な運行、柔軟な活用ですけども、そこはすみません、今、ちょっとこのような形でということでは、ちょっとまだこれから検討させていただきたいというふうに考えます。

○村井委員 まだ、これは法律のほうで運用方法、運行管理とかいろいろ、そういうところでしっかり決まっているんやと思います。ただ、本町としても公共交通といったところのことは、さっきも言いましたけど、全国の中でも特殊な事例として全線廃止というのを経験した自治体なんです。ほかの自治体でそんなの経験したところ、ないんですよ。全国の中でも超特殊なエリアなんですね。

その中で、やっぱりピンチはチャンスに変えていくということで、そしたら茶色の、茶色と言うたらあかん、のってこ号をやっぱり柔軟な運用、活用を含めたところでまた違う一役、そのバスを活用してもらうというところも検討の余地は十分ありやと思いますし、また、先ほどの研修といったところに、そんな遠いところまで行かへんというような研修もあるんやと思います。その移動手段として、もし活用することができるんやったら、積極的に活用していかなあかんと思いますし、またその辺の大阪府、国、国土交通省との調整になってくるんやと思いますけど、前向きな検討をしていただきますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ちょっと入りのほうというか、大きくちょっとお尋ねしたいんですけども、今回、骨格予算ですから、新しい施策、肉づけのところは今後に譲るにしたって、でも、交付税が増えていますよね。町税も伸びていますよね。決算、この間ずっと黒字ですねと言っているんですけど、この令和6年度予算編成、この太子町の予算は、しんどいなと思って始めたのか、しんどい、しんどいって、これからどんどんじり貧やみたいなことを言われてたけど、そんなことないなと思って、未来に展望を持ちながら予算編成をしたのか、その辺り、聞かせていただけますか。

○小南総務財政課長 予算組みに当たっての感想ですね。こちら、1年弱担当させていただいた私のちょっと主観的な感想というか、形になると思うんですけども、今回予算案、令和6年度の当初予算案を組ませていただいた中でも、見ていただきましたら分かる通り、約2億6千万円ほどの財政調整基金のほうを繰入れさせていただいての、取崩しをさせていただいての予算編成となっております。

その中で、今回2億6千万円取り崩しましたけども、予算、各課で組んでいただいたときも、今年度から課単位だけではなく部単位でも事業の見直しやスリム化を推進していただくために、事業の見直し、経費の削減等をしていただいた上でこういう形になったという経過もございます。ですので、感想的には決して楽な予算ではなく、全庁的に職員みんな意識を持って、削減も取り組んで、見直しも行ってきた予算が今回の予算だと思っております。

将来の展望につきましても今後、令和6年度の予算でも計上させていただいていますとおり、公共施設の老朽化等がどんどん出てくると思われます。また、少子高齢化等によりまして、扶助費のほうはどんどん高騰していくような形になっていますので、経常経費のほうを増額するのかなというふうに思っております。

更に、町内の生産年齢人口等も高齢化に伴ってどんどん減少していく中で、税収のほうもちょっと減っていくのかなという形の印象を持っておりますので、将来的にも決して楽な形ではなく、今後も今年度の形であったり、新たに皆さんと、職員と全庁的に取り組んで、油断せず、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政システムの構築を行っていくという形で頑張っていけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○西田委員 そうは言いながらも、ふるさと納税で、これは交付税に影響しないじゃないですか。町税を伸ばさなとって、自主財源を増やさなって、増えた分交付税を減らされて、太子町はやっぱりこのお金でやっていきましょうというお金が示されるという中で、プラスになるのはふるさと納税の分しかないと思うんですけども、先ほど小泉課長のほうからも説明があったように、このまま国の制度が変われへんかったら、そこら辺は一定額があるのかなと思うので、あまり悲観的なことばかり言ってもどうかなと思うんですけども、少なくとも予算上では、先ほど説明がありましたが、町税が伸びていますし、交付税も国もちゃんとつけているので、伸びている中で今回の予算編成

がされているなと思っています。

これがしんどくなるか、なれへんか、それはこれからの町政運営にもかかってくるでしょうし、どこも大変なのはやっぱり人口が減っていること。そこが一番大変なので、どうやって人口を増やすか。いうても横から取ってくる、日本の人口自体が増えているわけではないので、取り合いみたいなことにはなりますが、そういう意味では太子町独自の施策をこれから出していって、人を増やすということをする必要があるのかなとは思っています。

そして、ちょっと今頃そんなことを聞いてもあれなんですけど、交付税には普通交付税と特別交付税があるでしょう。公共交通で、本当に思うんやけど、一番公共交通が、金剛バスがなくなって、大変大変って、思わぬお金が出ていって大変、これはほんまに太子町の財政に響くみたいなことを言うんですけども、あれに出す公共交通に必要な額、確かにそれは一般財源から出ていきますけれども、一般会計の一般財源から。でも、そこにも特別交付税が入っていますよね。公共交通の会議とかで聞いても、そのことについて誰もきっちり答えてくれないので、入っていて、それは公共交通に使えるということで、お金は特別に入ってきているんですか。

○小南総務財政課長 特別交付税の件ですね。公共交通事業の経費についてという形になります。委員おっしゃられましたとおり、地域公共交通の経費については、特別地方交付税の特殊財政需要額という、必要な経費、額ですという形でメニューとして入れて、申請のほうを行うことができます。

ただ、特別交付税のほうがその需要額、積み上げた申請額を満額そのままを交付されるということではなく、ご存じのとおり交付税全体の6%という配分枠を持っています、その予算額の中で一定の計算というか、恐らくされて、交付をされております。したがって、交付のときに需要額これだけに対してこれだけの交付額ですという明示があればいいんですが、そういった明細等も示されておきませんので、具体的に申請した公共交通事業の経費、これに対して交付税がお幾ら入っていますというような形のお答えはできないんですけども、特殊財政需要額の中に入れ込んで申請をして、その申請に基づいて交付されているということ言えば、幾らか分からないんですけども、経費として見られているというのはお答えできると思います。

○西田委員 今の形でバスを走らせるということに対して、特別交付税、幾らか分かれば入っているというのが分かればいいんです。

これは特別委員会で副町長が答えてくれはったかと思うんですけれども、それって国、これやったら別に4市町村やったら今回補助金出ましたみたいなのがあるように、国は一生懸命財政的な支援をしてくれているのに、大阪府はどうなってるのという意味では、大阪府は振興補助金、これが入っているという、正しく副町長から、府からもこの公共交通、太子町が走らせることに対して、幾らかのお金は入っているのでしょうか。

○齋藤副町長 先日の委員会の際にいわゆる振興補助金の件があったと、話があったと思うんですけれども、大阪府のほうからいわゆる毎年度、振興補助金という形で、去年は約4千、5千万円弱だったと思うんですけれども、いわゆる補助金という形で頂いています。

振興補助金については、いわゆる市町村の自立、行財政運営の自立化であるとか、もしくは広域連携の取組状況であるとか、そういったことを踏まえてポイント化みたいな形をした上で、いわゆる補助金の額を算出した上で各市町村のほうに交付しているというふうな形を取っておりまして、その中、だから何かの事業に、何かの個々の、例えばバスの関係で何ぼというふうな形ではないんですけれども、あくまでいわゆる市町村の自立支援であるとか、もしくは行財政基盤の強化、そういった取組に対してのいわゆる補助金という形になっております。

ただ、府からはそういう形で一定町のほうには、去年でいうと5千万円弱というふうな補助金を頂いているということは事実でございまして、いわゆる町の財政運営に一定プラスのベクトルが働いているということは間違いないかなとは思っています。

○西田委員 それでいくと、国はもしかしたらバスを走らせることに対して特別交付金、交付税が入っていると。それは1円か2円か分からへんけれども、何ぼか入っていると。けど、大阪府でいけば、それは必ずしも5千万円、公共交通に対してそのうちの何ぼかは使わなあかん、1円も2円も絶対何か使わなあかんというような特別的な縛りはないということですか。

○齋藤副町長 府から入っている振興補助金に関しては一定こういった、いわゆるその事業にという形ではあるんですけれども、ただ、例えば個別の今回のバス事業に関して何か使わないといけないとか、そういうわけではなくて、あくまで市町村のいわゆる自立化に資する事業に関して、一定の府からの補助が来ているというふうなものでございます。

ちょっと中々説明しづらいところではあるんですけれども、総体としては、府から一定の5千万円弱の補助が来ているということですので、総体としては、町の財政運営にプ

ラスの効果をもたらしているというふうなことは言えるかなとは思いますが。

○西田委員 やっぱり大阪府からもらっているとはちょっと言いにくいというのが今分かりました。何ぼ入っているか分かりませんが、公共交通でいけば、国土交通省がちゃんと国からは、名前は忘れたけど、赤字のなんや半分の8割か何か知りませんが、特別交付税を入れていますって、それ、国土交通省の人が来ているから聞いたけど、そんな金額まで僕らは知りませんとかいう話で終わっちゃったけど、一応そういう筋があるじゃない。筋で特別交付税を入れていますよって。

でも、大阪府にはそういう筋がないねや。ないんよね。ぶっ込みで渡してくれた5千万円を何に使おうがいいけど、太子町のためにこのお金を渡しているよって。太子町がこれを5千万円全部公共交通に使ってもいいし、全然使えへんでもいいというお金という話ですよ。

○齋藤副町長 いわゆる補助金という、同じ補助金という言葉なんですけども、例えば国の公共交通に関する補助に関しては、いわゆるフィーダー補助であるとか、特定のいわゆるこのバスの運行に関して、その事業に関しては一定のいわゆる予算の範囲内において、一定の費用を補助するという、そういう意味での多分補助金です。

それに対して、振興補助金というのはそういうものではなくて、市町村の行財政運営に関して一定の評価できるような取組をしていることに対して一定の補助を行うと、その団体に対して一定の補助を行うというものですので、何か使途が特定をしているという、どうしてもこういう特定をしているという、もちろん、こういう事業に充てますというのは出してはいるんですけど、一定。振興補助金も充ては、そういうのは出してはいるんですけども、何かそういった国の補助金と同じような意味での補助金ではないという、そういうものです。

○西田委員 だから、そういう分かりやすいのを大阪府に要望してください。今回の、ほんま金剛バスのこんなことは全国でも初めてやし、この後続くようなことがあるとも思わないんですけども、金剛バスが全線廃止と言ってから、北のほうでもいろんなバスが路線を減らしたりとかして、そしたらやっぱり自治体に負担がかかって、自治体がこれからどうしようかなと思うようなところ、至るところにあるじゃないですか。大阪府として、そういう住民の足、府民の足を守るほうにもお金を出してよって、ぶっ込みで使おうが使わまいが分からへんのじゃなくて、はっきりした形で補助金をつくってほしいというような声をぜひ上げてもらいたいと思いますので、よろしく願いしておきま

す。

○村井委員 今のところで、入りのところなんですけど、町税が増収というところの数字が出ていますよね。これは額が多いか少ないかは分かりません。だから、増収といったところで、交付税は、それは地方財政計画の中で地方交付税に直接手を突っ込んで、何やりますというの、多分財務省と総務省とやりおうて、総務省が借りよったんですわね。多分そんな次元やと思いますわ。

それで諸収入というところに、自主財源のところの諸収入のところにこの給付金が入るのか、入らへんのかというのは、数字のところもあるのかも分かりませんが、今、太子町の中長期財政シミュレーション、これ、令和5年度5月のところの税収が毎年目減りしていきますよというところのシミュレーションの中で、相反するところで増収に転じているといったところ、これはこの後、そういう修正されたシミュレーション、これ、シミュレーションのところも毎年、令和2年度から毎年財政シミュレーションを作成ということになつてくるんですけど、そういうふうなところの修正を加味したシミュレーションをいつ頃つくられるのか教えていただけませんか。

○小南総務財政課長 府のほうで作成していただいた中長期財政シミュレーションのことです。そちらのほう、当初作成を府がしていただいたときに、こちらで議員の皆様にもご説明、府の職員のほうからさせていただいたと思います。厳密に言いますと、その以降、一応その都度その都度の金額によって時点修正は行っているようなんです。ですので、こちらのほうにも送られてきて。

すみません、去年度まではこちらのほうにも送られてきているんですけど、令和5年度のほうはまだちょっと、直近のほうとしては、まだ作成のほうはされてないようでございます。

○齋藤副町長 いわゆる大阪府の市町村局と太子町のほうで共同でつくっている、いわゆる中長期財政シミュレーションに関してのご質問だと思いますけども、一応毎年度更新をしております、毎年度、例えば直近で言うと令和5年の5月に公表した数値なんですけども、これについては、いわゆる令和3年度決算をベースに時点修正をかけているという形ですので、基本的には毎年度時点修正、直近の決算値を用いて時点修正をかけていくという形に、基本的には毎年度更新をかけていくということになっています。

○村井委員 これ、単年度ですけど、額は分かれば、増収、増収ということになっておるので、やっぱり修正をかけていかなあかんやろうし、中長期財政シミュレーショ

ン、すごく大きな重要な意味の参考資料としてつくられているものやと思うので、大きな指標としてのね。やっぱりその辺の精査、私のところの人口政策のところもほんまにようぴたっと合うぐらいの数字でいっているのかなと、このシミュレーションどおりの。

ただ、やっぱり交付税とかいうのは、これはさっきも言ったけど、国の地方財政計画のところ、例えば大阪府が不交付団体だったら全く別ですけど、大阪府も交付団体なので、やっぱり国のそういうところの大きな影響があるので、それは、これは数字もそんな変わることをあれへんやろうしと。ただ、その諸収入の扱いがどないなるんかというようなところは、ちょっといろいろ議論するところもあると思うんです。今も最初の冒頭の質問にもありましたように、ふるさと納税が、それが自主財源として安定的な自主財源であるのか、そりゃあ安定的なのかといたら、そうじゃないと思いますし、そうじゃないということで、各自治体の予算編成の中ではそういうふうに解釈した上で予算編成しはるのは、それは行政の当たり前のことだと思いますし、ただ、やっぱりその辺のところの解釈も含めたところでこのシミュレーション見たときに、的確に、これはあくまでも参考のところなので、これは当たっているやんけ、外れているやんけとか、そういう世界ではなくて、タイムリーに修正していただいて、これも住民さんとしっかり情報共有できるようなところ、共有してもらうタイミングというのはしっかり考えた上で情報提供してもらうようにお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにないですか。

○西田委員 この間、人勧があつたりとかして、職員さんは人勧に沿ってというところが、じゃあ議員は、特別職はというところがある中で、ちょっと1回、報酬審議会、令和6年度開くということをちょっと考えていただけませんか。

私は今ちょっと類似団体の決算のカードとかも見えて、太子町の町長の、これは給料やったつけ、がご自分で決めての話なんですけれども、ご自分で決めて副町長よりも少ないとか、類似団体よりもちょっとあまりにも少ないと思うんですけれども、そういうのでいいのかというのを、それは一個人じゃなくて、太子町としてというところを見て、いいの、しんどいから0でもいいのよって思うのは勝手なんですけれども、太子町としてという、ちょっと涼しい目で報酬審議会で話をしてもらいたいと思うので、4月以降、どなたが座ってそういうのをいじる、いじれへんか分かりませんが、担当課として一旦そういうところで決めていくということを少し考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○西本秘書政策課長 報酬審議会を開いてほしいというご意見でございますが、本町の特別職等報酬審議会条例におきましては、その第2条におきまして、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに、その審議会を開くというふうに書いてございますので、現時点でその予定はございません。

○西田委員 ないのは審議しようもないのですが、そうやっていじろうというときには開いてもらいたいなということを要望しておきます。よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようですので、概要説明、政策総務部等関係についての質疑は終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午後 2時44分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○斧田委員長 それでは、再開いたします。

健康福祉部関係の歳入歳出について説明を求めます。

○子安健康福祉部長 それでは、健康福祉部所管の予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書70、71頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億9千275万1千円、前年度に比べ780万9千円の増。増の主な要因は、職員人件費のほか、政策総務部の所管の困難女性支援事業の増などによるものでございます。

次の頁、72、73頁をお願いいたします。

事業別区分2、社会福祉管理事業4千823万8千円は、12節委託料に、避難行動要支援者に係る地域福祉支援地図情報システムの保守に係る予算として、電算機器・プログラム保守委託料53万9千円を計上しているほか、18節負担金補助及び交付金におきまして、社会福祉協議会への補助金4千159万9千円や、南河内府民センター内に6市町村で共同設置しております広域福祉課に係る負担金として、南河内広域行政共同処理事業負担金603万3千円などを計上しております。

なお、財源内訳の府支出金1千444万1千円は、地域福祉・高齢者福祉交付金で1

千 1 9 7 万 6 千円と、広域福祉課に係る移譲事務交付金 2 4 6 万 5 千円でございます。

次に、事業別区分 3、民生委員等事業 1 4 7 万 8 千円は、民生委員や主任児童委員、保護司の活動に係る予算を計上しております。なお、本町の民生委員、児童委員の状況でございますが、現在民生委員 2 9 人、主任児童委員 2 人の方々に活動いただいております。民生委員、主任児童委員ともに欠員は生じておりません。また、保護司は現在 5 人で、犯罪を犯した人などが地域社会に戻るための更生活動や、社会を明るくする運動に取り組んでいただいております。財源内訳の府支出金 7 万 5 千円は、民生委員協議会事務費補助金でございます。

事業別区分 4、地域福祉援護事業の 1 2 1 万 5 千円は、障がい者の成年後見人や行旅病人、行旅死亡人が出た場合の経費のほか、火災等の災害見舞金を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金 1 5 万 8 千円は地域生活支援事業費補助金、府支出金 4 6 万円は地域生活支援事業費等補助金及び行旅死亡人取扱費用負担金で、行旅病人及び行旅死亡人取扱委託料などに充当いたしております。

次の頁、7 4、7 5 頁をお願いいたします。

事業別区分 5、地域福祉コーディネーター配置事業 3 9 8 万 4 千円は、生活困窮者や障がい者の対応について、社会福祉士を活用することで課題の解決や適正な福祉サービスの導入につなげる事業でございます。財源内訳の府支出金 3 6 2 万 8 千円は、地域福祉・高齢者福祉交付金 3 1 2 万 8 千円及び総合相談事業交付金 5 0 万円でございます。

事業別区分 6、重層的支援体制整備事業 1 千 1 8 0 万円は、様々な課題を抱える地域住民への支援体制の構築や、地域住民による地域福祉推進のため、相談事業や地域づくり事業を一体的、重層的に実施するもので、1 2 節委託料では相談支援包括化推進員の配置のほか、重層的支援会議などの協議を通じて、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランの作成のほか、必要に応じて継続的支援につなぐための事業として、多機関協働事業等委託料 1 千 1 8 0 万円を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、重層的支援体制整備事業費交付金でございます。

事業別区分 7、過誤納還付事務事業の 1 0 万円は、前年度の事業費確定等に伴う翌年度精算のための国府支出金の返還金を計上いたしております。

次に、2 目障がい福祉費 4 億 3 千 6 0 5 万 7 千円、前年度に比べ 4 千 4 1 8 万 3 千円の増。増の主な要因は、障がい者自立支援給付等事業の増などによるものでございます。

事業別区分 1、障がい福祉管理事業 1 3 5 万 8 千円は、毎年秋に開催しています障が

い者ふれあいスポーツ大会委託料 12 万 3 千円や、精神障がい者に対する鉄道旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携のための電算機器・プログラム変更委託料 90 万 7 千円のほか、障がい者への虐待が発生した場合の一時避難場所を大阪府立こんごう福祉センターに南河内 6 市町村で確保するための予算などを計上しております。また、財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

事業別区分 2、心身障がい者（児）事業 823 万 4 千円は、7 節報償費において、心身障がい者等給付金として 655 人分、569 万円を計上しているほか、次の頁をお願いいたします。76、77 頁です。18 節負担金補助及び交付金におきまして、障がい者住宅改造助成金 3 件分として 150 万円などを計上いたしております。財源内訳の府支出金 95 万 1 千円は、障がい者住宅改造助成事業補助金 75 万円及び障害者手帳無料診断事業補助金 20 万 1 千円でございます。

事業別区分 3、障がい者自立支援給付等事業 4 億 1 千 288 万 1 千円。このうち 12 節委託料の地域生活支援拠点コーディネーター事業委託料は、障がい者等の居住支援のための機能を整備するため、相談や緊急時の受入れ等に対するコーディネーターを南河内 6 市町村で配置する経費として 33 万 4 千円を計上いたしております。また、障がい者自立支援給付事業は、障がい者が自立して暮らせるように、事業所への相談支援や日常生活用具の給付や対応、ホームヘルパー派遣や生活介護等のサービスを提供するものでございます。財源内訳の国庫支出金及び府支出金は、介護給付・訓練等給付費等負担金のほか、地域生活支援事業等補助金、障がい者（児）補装具給付費負担金で、補助割合はいずれも国庫支出金が 2 分の 1、府支出金が 4 分の 1 でございます。

事業別区分 4、自立支援医療給付事業 780 万 9 千円は、18 歳以上の身体障がい者の方を対象に、その障がいの除去や軽減するための治療を行うことにより、身体上の障がいが軽くなり、容易に日常生活を送ることができるよう医療費の給付を行う更生医療給付費と、18 歳未満の障がい児の方に同様の給付を行う育成医療給付費を計上いたしております。財源内訳は、公費負担分として 2 分の 1 が国庫支出金、4 分の 1 が府支出金でございます。

事業別区分 5、障がい者施策推進事業 7 万 2 千円は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についてご意見をお伺いする障がい者施策推進協議会の委員報償費 7 万円などを計上いたしております。

事業別区分 6、重層的支援体制整備事業 570 万 3 千円は、個人や家族が抱える生き

づらさやリスクが複雑多様化している中、それらの課題を解消すべき制度、分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様化を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組を包括的に支援する事業で、相談事業として、障がい者やその家族に対する支援である基幹相談支援センター委託料などを計上いたしております。

次の頁、78、79頁をお願いいたします。

3目老人福祉費809万1千円、前年度に比べ80万7千円の減。

事業別区分1、介護保険施設整備事業125万円は、地域密着型小規模介護老人福祉施設に対する利子補助でございます。

事業別区分2、在宅高齢者支援事業の57万9千円は、独り暮らしの高齢者への緊急通報装置の設置を行う事業でございます。

事業別区分3、高齢者介護予防拠点づくり事業の48万2千円は、グラウンドゴルフ等多目的交流広場の除草業務委託料等の維持管理経費を計上いたしております。財源内訳の使用料・手数料2万2千円は多目的交流広場の使用料、繰入金44万7千円は老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分4、老人ホーム入所事業362万9千円は、65歳以上の高齢者で心身の状況や置かれている環境、経済的理由等を総合的に勘案し、在宅において日常生活を営むのが困難な人が入所対象者となっており、現在1名の方が入所されております。財源内訳の分担金・負担金117万9千円は、老人ホーム入所措置費の自己負担分でございます。

事業別区分5、敬老祝事業の46万7千円は、金婚式記念品のほか、最高齢者祝品や、100歳を迎えた方への敬老祝金を4人分として20万円を計上いたしております。また、財源内訳の繰入金46万7千円は、老人福祉基金繰入金でございます。

事業別区分6、老人クラブ活動等社会活動促進事業の99万6千円は、老人クラブに対する補助金でございます。財源内訳の府支出金66万4千円は、在宅高齢者福祉対策補助金でございます。

事業別区分7、低所得者特別対策事業13万2千円は、障がい施策のホームヘルプサービスを受けていた方で、介護保険制度の対象となった際の利用者負担金の一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金9万8千円は、ホームヘルプ利用助成金でございます。

事業別区分 8、社会福祉法人等による利用者負担額助成事業 17 万 8 千円は、生計が困難であると認定した要介護者に、社会福祉法人等が助成対象者の利用者負担金の一部を減免した際の社会福祉法人等に対する助成金でございます。財源内訳の府支出金 13 万 3 千円は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金で、補助率は 4 分の 3 でございます。

次の頁、80、81 頁をお願いいたします。

事業別区分 9、外出支援事業（地域支え合い型移動サービス支援）の 37 万 8 千円は、地域支え合い型の移動サービスを実施する団体に対する支援として、公用車を無料で貸し出すための経費を計上いたしております。

続きまして、4 目老人医療助成費 5 万 2 千円、前年度に比べ 5 万 1 千円の減。

事業別区分 1、老人医療費助成事業 5 万 2 千円は、福祉医療費助成制度の再構築に伴い、老人医療費助成制度が終了し、3 年間の経過措置も令和 2 年度末をもって終了しておりますが、医療機関や助成対象者から遅れて請求のあった場合の対応として、一部負担金助成金 5 万円などを計上いたしております。なお、財源内訳の府支出金は、公費負担分の 2 分の 1 でございます。

5 目重度障がい者医療助成費 3 千 71 万 5 千円、前年度に比べ 88 万 6 千円の減。

事業別区分 1、重度障がい者医療費助成事業は、1 級または 2 級の身体障害者手帳をお持ちの方など、重度の身体・知的・精神障がい者や難病患者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して、その一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担分の 2 分の 1 でございます。

6 目ひとり親家庭医療助成費 1 千 93 万 5 千円、前年度に比べ 2 千円の増。

事業別区分 1、ひとり親家庭医療費助成事業は、ひとり親家庭で 18 歳に達した年の年度末までの子どもとその親、または養育者に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して一部を助成するものでございます。財源内訳の府支出金は、公費負担分の 2 分の 1 となっております。

7 目子ども医療助成費 4 千 64 万 9 千円、前年度に比べ 237 万 6 千円の増。

事業別区分 1、子ども医療費助成事業は、高校卒業となる年齢までの子どもの入院及び通院に係るレセプト点検委託等の事務経費及び医療費の自己負担額に対して一部を助成するもので、令和 3 年 1 月より対象者を中学校卒業までから高校卒業となる年齢まで拡大しております。財源内訳の府出資金 1 千 288 万 4 千円は、就学前のお子さんに対する医療費に対する公費負担事業費補助金 288 万 4 千円と、新子育て支援交付金 1 千

万円となっております。

次の頁をお願いいたします。８２、８３頁です。

８目未熟児養育医療給付費５５万４千円、前年度に比べ１８万１千円の減。

事業別区分１、未熟児養育医療給付事業は、未熟児を対象として、未熟性がなくなり、正常な新生児の機能を有するまでの指定養育医療機関への入院治療費に対し給付を行うものでございます。財源内訳の国庫支出金は対象経費の２分の１、府支出金は４分の１で、分担金・負担金は自己負担分で延べ８人分を見込んでおります。

次に、９目国民年金総務費１千７２５万９千円、前年度に比べ７６０万３千円の増。増の主な要因は職員人件費の増によるものでございます。

事業別区分２、国民年金事業７万９千円は年金事務に係る経費で、財源は全額国庫支出金で、国民年金事務委託金でございます。

１０目国民健康保険費１億３千８４３万円、前年度に比べ６９６万４千円の減。

次の頁をお願いいたします。８４、８５頁です。

事業別区分２、国民健康保険特別会計繰出金事業１億８８１万円は、国民健康保険事業に要する経費のうち、国が示す繰出し基準等に基づき、一般会計で負担することとした経費を国民健康保険特別会計に繰り出すものとなっております。また、その他一般会計繰出金４４１万２千円は、集団健診におけるがん検診費用の国保加入者分２４７万２千円及び地方単独事業である福祉医療費助成事業に係る国庫減額相当分を１９４万円計上いたしております。なお、財源内訳は未就学児均等割保険料繰出金と、保険基盤安定繰出金の保険者支援分については、２分の１が国庫支出金、４分の１が府支出金、保険料軽減分は４分の３が府支出金となっております。

次に、１１目介護保険費２億９千６０２万７千円、前年度に比べて６５６万４千円の減。減の主な要因は、職員人件費及び介護保険特別会計繰出金の減によるものでございます。

事業別区分２、介護保険特別会計繰出金事業２億１千６３３万８千円は、介護給付費や地域支援事業に要する経費の法定割合及び事務費等の町が負担すべき額を介護保険特別会計へ一般会計から繰り出すものでございます。なお、財源内訳の国庫支出金と府支出金につきましては、１号被保険者の第１段階から第３段階の方に対する国の保険料軽減制度に係る低所得者保険料軽減繰出金に伴うもので、負担割合は国庫支出金が２分の１、府支出金が４分の１でございます。

事業別区分3、サービス事業728万4千円は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施する事業で、会計年度任用職員である主任ケアマネジャーに係る報酬等を計上いたしております。事業内容は、介護予防支援事業の対象である要支援1・2の認定を受けた方などが、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成や事業所との連絡調整などを行うものでございます。財源内訳の使用料・手数料590万6千円は、介護予防支援手数料でございます。

次の頁、86、87頁をお願いいたします。

事業別区分4、重層的支援体制整備事業（福祉介護課）904万9千円は、人と人、人と社会がつながり、支え合う取組を包括的に支援する事業で、主に単身者や夫婦のみの高齢者世帯等を対象に、多様な日常生活上の支援体制の充実強化と社会参加の推進を一体的に図っていく生活支援コーディネーターを配置するための予算を計上いたしております。

事業別区分5、重層的支援体制整備事業（いきいき健康課）1千67万6千円は、元氣ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン、相談に係る包括支援センターの運営経費、地域ケア担当者の研修会開催経費のほか、高齢者虐待を含む案件に対して社会福祉士や弁護士から支援を受ける委託費用を計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。

12目総合福祉センター管理費2千666万2千円、前年度に比べ759万8千円の増。

事業別区分1、総合福祉センター維持管理事業は、太子町社会福祉協議会に対する指定管理委託料1千793万6千円のほか、センター駐車場のアスファルト舗装や、施設内の照明設備の改修工事請負費を計上いたしております。なお、財源内訳の地方債780万円はセンター改修工事請負費に対するもの、また、使用料・手数料37万2千円はつばき作業所及び関電電柱に係る使用料、諸収入1千円は太陽光発電の売電料でございます。

次、13目後期高齢者医療費2億1千883万8千円、前年度に比べ1千478万7千円の増。増の主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の増加に伴う医療給付費等に係る定率負担金等の増などによるものでございます。

事業別区分1、後期高齢者医療特別会計繰出金事業は、18節負担金補助及び交付金の医療給付費等に係る定率負担金等の広域連合への負担金を、また、27節の繰出金は

事務費及び保険基盤安定繰出金を、本町の後期高齢者医療特別会計へそれぞれ繰り出すものでございます。財源内訳の府支出金3千271万4千円は、保険基盤安定繰出金に対する負担金で、4分の3の負担割合となっております。

次に、2項児童福祉費、1目児童措置費2億1千211万5千円、前年度に比べ3千953万8千円の増。増の主な要因は、10月から予定される児童手当の所得制限の廃止と、支給対象の拡大による扶助費の増加によるものでございます。

事業別区分1、児童手当給付事業は、児童手当支給に係る費用を計上しており、これまで対象者は0歳から中学校卒業までであったものが、本年10月からは、所得制限の廃止とともに、支給対象を高校生の年代までのお子さんを養育している養育者に拡大することとしております。なお、支給対象者見込みは延べで1万6千956人、月平均1千413人でございます。財源内訳は、国庫支出金が約7割、府支出金と町がそれぞれ1.5割となっております。

2目児童運営費4億7千418万8千円、前年度に比べ1億3千547万6千円の増。増の主な要因は、松の木保育園園舎建て替えに伴う認可保育施設整備補助金の増などによるものでございます。

事業別区分1、保育所運営事業は、保育園の運営等に係る経費を計上しております。

次の頁をお願いいたします。90、91頁です。

18節負担金補助及び交付金には、例年計上している、やわらぎ・松の木保育園及びやわらぎ幼稚園の延長保育、障がい児保育事業、病児保育事業等への補助金や、保育所入所委託費に加えて、令和6年度、令和7年度の2か年で予定している松の木保育園の園舎建て替えに対する認可保育施設整備補助金1億2千786万4千円を計上いたしております。なお、園児数でございますが、やわらぎ保育園で84人、松の木保育園で109人、認定こども園やわらぎ幼稚園の2号認定で87人の合計280人を見込んでおります。

1頁戻っていただきまして、財源内訳でございます。

国庫支出金2億4千175万4千円は、保育所入所委託費負担金のほか、園舎建て替えに係る就学前教育・保育施設整備補助金などでございます。また、府支出金8千340万2千円は、保育所入所委託費負担金など、地方債3千400万円は、認可保育施設整備補助金に対する保育所整備事業債でございます。更に分担金・負担金は、保育所入所委託費利用者負担金でございます。

９０、９１頁に戻っていただきまして、３目放課後児童会費４千１３７万２千円、前年度に比べ１５４万４千円の増。増の主な要因は、会計年度任用職員報酬等の支援員の人件費の増によるものでございます。

事業別区分１、放課後児童会運営事業は、磯長・山田両教室の運営に係る支援員等の人件費及び施設の維持管理に係る経費を計上しております。令和５年度から磯長教室が４クラス、山田教室が１クラスで、１クラス当たりの児童数により、支援員３人または４人体制で運営いたしております。現在の申込みの状況でございますが、磯長教室１３４人、山田教室２５人となっており、令和６年度につきましても、磯長教室４クラス、山田教室１クラスでの運営を予定いたしております。なお、財源内訳の使用料・手数料１千１７３万２千円は放課後児童会使用料で、事業費から放課後児童会使用料を除いた金額の３分の１ずつが国庫支出金及び府支出金でございます。

次の頁、９２、９３頁をお願いいたします。

４目児童福祉費２億３千３８７万１千円、前年度に比べ１千９万８千円の増。増の主な要因は、障がい児通所等給付費の増などによるものでございます。

事業別区分１、児童福祉管理事業の１３万円は、子育て支援課所管の一般管理業務に係る予算を計上いたしております。

次に、事業別区分２、子ども子育て支援事業の３千３８１万５千円は、子ども・子育て支援事業に伴う保育士の雇用に係る経費など、また、１２節の委託料は、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に、児童福祉施設で一定期間養育保護する子育て短期支援事業委託料のほか、子どもの貧困対策として対象となる子どもの世帯への生活支援を行うなどの子育て関連支援事業費等の予算を計上いたしております。

また、１８節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金の７４０万８千円は、０歳から２歳児を対象に、第３子以降を無料、第２子目を半額とする保育料の助成制度となっております。副食費補助金の１千８０万円は、保育料無償化に伴い副食費が実費負担となる所得階層、４階層以上の第１子目と第２子目を持つ保護者を対象として、副食費相当額の４千７００円を上限に補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした副食費補助金交付事業に係る予算を計上いたしております。一時預かり利用支援事業補助金８６万４千円は、未就園児とその養育者に対する支援として、他市町村の一時預かりを利用した際に、その一部を補助するものでございます。

なお、財源内訳の国庫支出金１９万５千円は地域子ども・子育て支援事業交付金、府

支出金 9 4 3 万 9 千円は地域子ども・子育て支援事業交付金及び新子育て支援交付金、繰入金 8 6 万 4 千円はふるさと太子応援基金繰入金でございます。

事業別区分 3、児童虐待防止事業 9 9 0 万 6 千円は、児童虐待防止対策強化のため、子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職の person 費のほか、児童虐待スーパーバイザーの報償費 3 2 万 4 千円。

次の頁をお願いいたします。

1 3 節使用料及び賃借料の電算機器・プログラム賃借料 1 7 0 万 3 千円は、令和 4 年度に整備いたしました児童家庭相談システムに係るリース料でございます。

事業別区分 4、発達障がい児等療育事業 3 9 5 万 1 千円は、障がい児療育等支援事業委託料や、心身障がい児通園施設しょうとく園の運営補助を計上いたしております。

また、1 6 節公有財産購入費の用地購入費 3 3 万 9 千円については、しょうとく園用地のうち、旧美原町分として現在堺市が所有する持分 7 0 0 分の 7 9 を、南河内心身障がい児通園施設運営連絡協議会を構成する富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村及び本町の 6 市町村で取得するための予算を計上するものでございます。財源内訳の 9 4 万円は、新子育て支援交付金でございます。

事業別区分 5、保育所等巡回支援・児童個別支援事業 1 千 7 0 3 万 8 千円は、保育士、臨床心理士、作業療法士等が町内の保育所、幼稚園と連携を図り、発達の遅れやそのおそれのある児童を早期に発見、対応することで、子育て環境を整えることを目的とした事業となっております。財源内訳の府支出金 1 千 7 0 3 万 8 千円は、新子育て支援交付金でございます。

事業別区分 6、障がい児通所支援給付事業 1 億 6 千 5 2 万 1 千円は、児童発達支援のために、障がい児がしょうとく園や放課後デイサービス等の施設への通所に対する給付事業でございます。なお、1 9 節扶助費の障がい児通所等給付費は、近年の利用者数の増加等を考慮し、前年度当初予算比 1 千万円、6.7%増の 1 億 6 千万円を計上しております。また、財源内訳は、公費負担分の 2 分の 1 が国庫支出金、4 分の 1 が府支出金でございます。

事業別区分 7、重層的支援体制整備事業 8 3 9 万 8 千円は、やわらぎ幼稚園に運営を委託しております地域子育て支援センター事業委託料を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金及び府支出金 2 7 9 万 9 千円は、重層的支援体制整備事業交付金でございます。

次の頁、９６、９７頁をお願いいたします。

事業別区分８、医療的ケア児支援事業１万２千円は、令和５年度からの新たな取組で、生活する上で人工呼吸器などの機器を使用したりするなど、医療的ケアが必要な子どもたちが地域において安心して生活を営むことができるよう、河南町、千早赤阪村と共に関係機関の協議の場を共同設置するほか、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置するものでございます。

事業別区分９、過誤納還付事務事業の１０万円は、前年度の事業費確定等に伴う翌年度精算に係る国府支出金の返還金を計上いたしております。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費８千７７８万３千円、前年度に比べ１千２２７万２千円の減。減の主な要因は、職員人件費のほか、自殺対策計画策定委託料の減などによるものでございます。

事業別区分２、保健衛生管理事業３千６５１万６千円は、保健センターが実施しております事業全体に係る保健師や管理栄養士及び事務補助等の会計年度任用職員の報酬のほか、次の頁をお願いいたします、１８節負担金補助及び交付金では、南河内地域の広域で取り組んでおります小児救急医療事業、南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業及び休日診療所の運営等に対する負担金のほか、各種団体への補助金などを計上いたしております。

１頁戻ってもらいまして、財源内訳でございます。財源内訳の国庫支出金３３９万２千円は、出産子育て応援交付金及び疾病予防対策事業費等補助金、府支出金４６５万２千円は、健康増進事業補助金及び新子育て支援交付金、出産子育て応援交付金でございます。繰入金１８２万８千円は国民健康保険特別会計繰入金、諸収入７６万３千円は後期高齢者医療広域連合から受託事業費交付金でございます。

９８、９９に戻っていただきまして、事業別区分３、市町村健康対策推進事業３８万６千円は、健康づくり推進会議及び自殺予防対策に係る委員の報酬や自殺予防のための講演会講師謝礼を計上いたしております。財源内訳の府支出金８万８千円は、自殺対策緊急強化事業補助金でございます。

事業別区分４、保健センター維持管理事業７５６万８千円は、保健センターの維持管理に係る経費で、警備や清掃、設備の保守点検などの委託料に係る予算などを計上いたしております。

次の頁、１００、１０１頁をお願いいたします。

2目健康管理費8千112万4千円、前年度に比べ476万4千円の減。減の主な要因は、母子保健事業において視力検査に用いる屈折検査機器購入に係る備品購入費の減や、妊娠出産包括支援事業において、出産子育て応援交付金に係る電算改修費の減があったことなどによるものでございます。

事業別区分1、予防事業3千199万4千円は、各種予防接種に係る予算を計上いたしております。予防接種の主なものでございますが、小児用肺炎球菌ワクチンや4種混合日本脳炎などの乳幼児の予防接種、高齢者のインフルエンザや風疹の予防接種などに対する委託料、おたふく風邪などの予防接種経費などを計上いたしております。なお、12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料11万円は、子宮頸がんワクチンに係る接種履歴のマイナンバーによる情報連携に伴う電算システム改修のための予算でございます。

財源内訳の国庫支出金14万4千円は、疾病予防対策事業費等補助金の風疹第5期予防接種の抗体検査に係る補助金及びマイナンバー情報連携体制整備事業補助金、府支出金4万8千円は、妊娠を希望する方への風疹ワクチン等の接種補助金で、補助割合は2分の1でございます。

事業別区分2、健康教育事业63万4千円は、イベントでのミニ健康展やヘルシー教室、血糖減らそう会等の糖尿病学習会などに係る予算を計上いたしております。財源内訳は、府支出金40万1千円が健康増進事業費補助金、繰入金20万2千円は国民健康保険特別会計繰入金、また、諸収入3万1千円は健康教育事业及び笑顔いっぱいプロジェクトへの参加者負担金となっております。

次の頁をお願いいたします。

事業別区分3、健康相談事業の14万9千円は、健診の結果説明会などの健康相談に係る経費のほか、健康手帳や保健センターの事業案内を作成する予算を計上いたしております。財源内訳の府支出金11万7千円は健康増進事業費補助金で、補助割合は3分の2でございます。

事業別区分4、健康診査事業1千769万5千円は、各種がん検診や40歳以上の方を対象とした基本健康診査時の追加項目などの各種検診経費を計上しております。財源内訳の国庫支出金7万円は疾病予防対策事業費等補助金、府支出金55万7千円は健康増進事業補助金でございます。また、繰入金3万5千円は国民健康保険特別会計繰入金でございます。

事業別区分５、集団健診事業の４５７万２千円は、夏と冬に行っている集団健診での追加項目や、各種がん検診委託料などを計上いたしております。なお、令和６年度のとくとく健診（集団健診）は、８月２５日日曜日から２７日火曜日までの３日間と、８月２９日木曜日から３１日土曜日までの３日間の計６日間を予定いたしております。財源内訳の府支出金１２９万２千円は健康増進事業費補助金で、健康増進事業である基本健康診査に係る委託料等に対するもので、３分の２の補助割合となっております。

事業別区分６、母子保健事業１千３５０万９千円は、赤ちゃん会や乳幼児健診など母子保健に係る医師や看護師等の報酬や報償費のほか、妊婦の定期健診や出産後、３歳６か月児までの乳幼児健診に要する経費などがございます。なお、妊婦健康診査等委託料には、１人当たり公費負担限度額１４回分の１１万６千８４０円、６８人分に加え、多胎妊婦健診助成として上乗せ５回分の経費を２人分、５万４００円を含めて計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。１０４、１０５頁です。

事業別区分７、健康マイレージ事業９５万７千円は、健康マイレージ事業「たいしくんスマイル」に係る予算を計上いたしております。昨年、令和５年が節目となる第１０回目を迎えた健康マイレージ事業では、新型コロナウイルス感染症の影響があった前年、令和４年に比べ１３６人増の１千５３人にご参加いただきました。本年も既に１月から１１回目の「たいしくんスマイル２０２４」をスタートしており、一人でも多くの住民の方にご参加いただき、楽しみながら健康になっていただけるよう積極的にＰＲを行っていきたいと考えております。

事業別区分８、妊娠出産包括支援事業８６９万３千円は、妊娠期から１歳半までの子育て期にわたる母子保健に関する事業で、妊産婦の心身のケアや育児サポートなど、総合的な相談及び支援や、乳幼児訪問に関する経費を計上いたしております。

１２節委託料の産前産後サポート事業や産後ケア事業は、妊娠期から育児期まで安心して子育てできるよう支援するもので、母乳相談や乳幼児訪問のほか、デイサービスやショートステイ、育児ヘルパーの派遣など、母親の心身のケアや育児をサポートするものとなっております。

１８節負担金補助及び交付金の出産子育て応援交付金７００万円は、令和４年度から新たに始まった事業で、妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ母親等に対し面談を行った際に、それぞれ５万円を支給する出産子育て応援ギフトで、妊娠届出時、出産届出時、

それぞれ 70 人の支給を見込んで計上いたしております。

財源内訳の国庫支出金 549 万 2 千円は、妊娠出産包括支援事業補助金及び出産子育て応援交付金で、府支出金 119 万 2 千円は、出産子育て応援交付金でございます。また、補助割合は国庫支出金の妊娠出産包括支援事業補助金が 2 分の 1、出産子育て応援交付金が 3 分の 2、府支出金の出産子育て応援交付金が 6 分の 1 でございます。また、諸収入の 2 万 6 千円は、産後ケア事業のデイサービスやショートステイに係る利用者負担金でございます。

事業別区分 9、後期高齢者事業 292 万 1 千円は、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて令和 3 年度から実施している事業で、75 歳以上の後期高齢者の方々を対象に、介護予防や生活習慣病の重症化予防といった高齢者の保健事業を介護予防と一体的に取り組む事業となっており、医療レセプトや健診データの調査分析事業の企画を行う保健師 1 名と、通いの場に出向いて相談、指導を行う看護師等の医療専門職を雇用するもので、医療専門職に係る人件費と事業に係る予算を計上いたしております。財源内訳の諸収入 292 万 1 千円は、大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託事業交付金でございます。

続きまして、少し頁のほう飛んでいただきまして、156、157 頁でございます。

9 款教育費、5 項幼稚園費、1 目幼稚園費の事業別区分 7、預かり保育事業の 80 万 5 千円は、町立幼稚園の預かり保育利用者に対する給付として、子育てのための施設等利用給付費を計上いたしております。財源内訳の国・府支出金は、子育てのための施設等利用給付負担金で、負担割合は国が 2 分の 1、府が 4 分の 1 でございます。

事業別区分 8、私立幼稚園等助成事業 4 千 996 万 9 千円は、認定こども園やわらぎ幼稚園の 1 号認定に対する施設型給付負担金や一時預かり事業負担金のほか、未移行園利用給付費や実費徴収に係る補足給付事業補助金を計上いたしております。財源内訳の国庫支出金と府支出金は施設型給付負担金等でございます。

なお、施設型給付負担金と一時預かり事業負担金は園児 65 人分、実費徴収に係る補足給付事業補助金は未移行園を利用する園児の副食費補助として 2 人分を見込んでおります。

恐れ入ります。予算書の 6 頁にお戻りいただきまして、第 2 表、債務負担行為でございます。

健康福祉部関係では、上から 5 つ目の集団健診事業が所管する事業となっており、夏

と冬に行っている集団健診事業に関して、第2表に記載のとおり期間と限度額を定めております。

健康福祉部が所管いたします予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**斧田委員長** ただいま健康福祉部関係の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** 81頁の子どもの医療費助成について伺います。

子どもの医療費助成、助成がつくのが大阪府であり、太子町なんですけれども、子どもの医療費の無料化も進んできて、今、大阪レベル、就学前まで所得制限もあり、一部自己負担を出さずというのは、全国で、この間にも変わっていつているかもしれませんが、埼玉、大阪、広島、この3府県だけなんです。

この間、どこが出ていたかな、秋田県やったかな、18歳まで無料、県がやるとか、東京都も進んでいるかと思うんですが、全国的には都道府県が見る中で、自治体どうすんねんという話にもなっている中で、大阪は助成止まり。ですので、大阪府内どこも医療費助成、最大が河南町でしたっけ、20、大学生までやって、それが今回、高槻市が18歳まで子どもの医療費無料化、これは本当、府内初めてですけれども、これに踏み切ることがニュースで出ていました。

それで、太子町もどんどんどんどん増えてきて、今、18歳まで医療費助成となっていますけれども、無料にしてもらいたいなということで、高槻市、大きな市でもやっているんですけど、太子町、もしこれを無料にするんやったら、幾らになるか試算されたことはありますか。

○**松岡保険医療課長** 医療費の助成、自己負担分の無料化についてのご質問だと思います。

確かに大阪のほう、まだ自己負担分については手をつけてないという状況なんですけれども、今私が持っています数字によりますと、補助金ベースなんですけど、令和5年の1月から令和5年の12月までの12か月診療分でいきますと、自己負担額を無料にするためには約880万円、900万円弱という試算を持っております。

以上です。

○**西田委員** 今言ったように約880万円、900万円要るそうです。これで、あらゆるところでしんどくなっている基本にあるのは、やっぱり人口減やと思うんです。人口を

増やすために何をするんやという、うちは子育て支援に頑張ってきているのかなと思うんですが、であるならば、本当やったら府内初の名誉がもらいたかったんですが、そこに続いて約900万円、この金額が太子町にとって大きいのか少ないのか、そこら辺も考えていただいて、一步ずつ進んできた中、18歳医療費助成まで来たので、今後、18歳まで医療費無償に踏み切っていただきたいなと思いますので、また数字の行方を見ておいてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 予算書の101頁なんですが、いろいろと様々な予防接種、委託料が計上されていますけども、まだはっきりコロナのほうも収束ということにはなっていないと思うんですが、コロナワクチンの予防接種に関わる委託料計上、これはしていただけるんですかね。どうでしょう。

○堀内いきいき健康課長 令和6年4月以降の新型コロナワクチンにつきましては、国のほうで法律的に定期接種化ということで決まっております。この場合、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、現時点で国から示されている内容としましては、秋から冬にかけての時期に年1回接種していただくことになっております。

接種方法につきましては、これまでの万葉ホールで行ってございました集団接種のような形ではなく、原則インフルエンザと同じく、医療機関での個別接種という形になっております。

また、自己負担額については、国から接種費用7千円を標準として各自治体において検討するように示されており、今後大阪府内の市町村の動向を注視しながら、富田林医師会とか、富田林市、河南町、千早赤阪村と協議して自己負担額を決定していきたいと考えており、協議が整い次第、自己負担額を除いた公費負担分、ワクチン接種委託料として、改めて委託料のほう、補正予算にて対応させていただければというふうに現時点では考えております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。今回、令和6年度4月以降なんですけども、このワクチン接種、そういう予防接種の対象者というのはどれぐらいなんでしょうか、これは。

○堀内いきいき健康課長 令和6年4月以降の予防接種法上の定期接種につきましては、インフルエンザと同様、65歳以上の方を原則として対象となっております。そのため、64歳以下の方につきましては、任意接種として全額自己負担という形になるというふ

うに考えております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 105頁の妊娠出産包括支援事業で、何か妊娠して5万円、出産して5万円か、何かちょっと聞きましてんけども、もしくは子ども、双子を産んだ場合、どないになりますか。

○堀内いきいき健康課長 今、ご質問のありました出産子育て応援交付金ということかと思えます。こちらのほうが、出産応援交付金につきましては、まず最初の5万円につきましては、妊娠された妊娠届出時に妊婦さんのほうに5万円をまずお渡しします。出産された場合、出産子育て応援ギフトとして、子どもさん1人に対して5万円。ですから、双子の場合は10万円という形にはなります。

○森田委員 これは国庫支出金がほとんどやから、各市町村も同じ施策かな。太子町独自でやっている施策ですか。

○堀内いきいき健康課長 こちらのほうにつきましては、国の施策としてさせていただいております。負担割合も各市町村全て決まっております。太子町の場合、市町村の場合は6分の1の持ち出しという形になっております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 99の自殺という形でちょっとお尋ねしたいんですが、ここ最近も無理心中というのがあって、本当に悲惨だなという形があったんですが、今、自殺対策、太子町で取り組んでおられますが、コロナ収束後、本当に増えたのか、減ったのかと言ったら言い方がおかしいかもわかりませんが、数的にはどうだったんでしょうか。

○堀内いきいき健康課長 自殺者につきましては、昨年国が公表しております全国的な数字でいくと、若干は減少しております。ただ、本町の場合、令和2年につきましては0という形になっておったんですけども、令和5年、昨年1年間で残念ながら自殺された方が2人もおられました。

本町では、今年度に第2期自殺対策計画を見直しているところであり、今後啓発活動等、ゲートキーパー養成講座などを含めて、更に取り組んでいけたらなというふうに考えております。

○斧田委員長 ほかにないですか。

○西田委員 77頁の軽度難聴児補装具給付費、子どもにはこういった補装具の給付費があると思うんですが、これは補聴器で何人分とか、そういう数字なんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 軽度難聴児の補装具給付費の予算の内訳でよろしいでしょうか。内訳としましては、人数になりますけども、2人分を当初予算で計上しております。もちろん、こちらも足りなくなれば流用補正というようなことでの対応で、当初としては2人分ということです。

○西田委員 この補装具というのは、補聴器のことですか。

○辻本福祉介護課長 補聴器のことでございます。

○西田委員 このように子どもの分では出ているんですけども、今回請願も来ていましたけれども、大人の分が保険対象にもならず、聞こえが悪いというのは加齢やから仕方がないって、それは障がいでもないということで、医療でもなく、障がいでもなくて外れているんですけども、こういうのを今度、研修、講習みたいなことをするのがチラシであったのかな。やっぱり難聴が認知症にもつながるとかいうじゃないですか。やっぱり難聴者、高齢者の加齢性の難聴がよろしくないというか、介護にも保険料にも跳ね返ってくるとか、認知症になるとか、そういう視点でご覧になっていきますでしょうか。

○辻本福祉介護課長 委員おっしゃるように、難聴が認知症に何らかの関係があるというような話もございます。先日、助成のほうが採択された件だと思うんですけども、そのときにもご紹介いただきましたけども、近隣の富田林市のほうで2万5千円上限にというように制度を設けられておるようですので、そちらの中身のほうも、早速ですが、確認させていただきます。

今後はそういった難聴で派生する、例えば認知症であったりとかいう部分の話なんかも、担当課としましては十分注視しながら、必要なタイミングといいますか、近隣の取組も参考にしながら、また制度を設けるかどうかというようなことで検討してまいりたいと思います。

○西田委員 認知症につながるというんやったら、またそれはやっぱり、介護保険の要介護何になるのかなというようなところにも入ってきますし、独り暮らしの高齢者が太子町、割に多いとおっしゃるじゃないですか。地域から孤立するのも大変になると思いますので、いろんなところを研究して、高齢で加齢性難聴の方が地域で人とつながりながら、認知症にならずに生活できるような方法はないかなという意味で考えていただけたらと思いますので、引き続きいろんな制度を研究していただけたらと思います。要望しておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 79頁の地域密着型介護老人ホームに、これはいつも125万円か、補助金を出しているんですけども、これは法的にか、地域密着型には補助金を出さなアカンものか、太子町独自がやっているものか、また、ほかの市町村で地域密着型にこうやって補助金をやっているのか、どうですか。

○辻本福祉介護課長 こちらにつきましては太子町独自の取組でございまして、他市町村がこういった場合に助成しておるかとかいう部分につきましては、ちょっと申し訳ございません、調べてはおりませんが、ケースとしては少ないのかなと。ただ、地方に行けばやっぱりそういった施設、かなり不足しているところにつきましては、独自でこういった施設の負担軽減につながるような施策を取られている可能性はあるのかなというふうに考えます。

○森田委員 太子町独自やったら、太子町には美野の里もあるし、順番に補助金を出してもええんちゃうか、1つのところへこうやって5年、何年か知らんけど、やるのはどうかなと思います。それだけです。

○子安健康福祉部長 今、森田委員のほうからご指摘いただいています地域密着型、なぜここだけに出すんだというお話かと思えます。地域密着型のこういった施設につきましては基本、太子町内の住民の方を対象として設置されている、例外もあるんですけども、言わば町のために施設を整備していただいているという度合いが非常に高いかと思えます。一方、それ以外の美野の里であるとか、そういったところもございしますが、施設の性格上、地域密着型とは異としている部分があります。

お話戻りますけども、町の住民の方を基本対象とした施設ということで設置していただいているということで、利子補給という対応をさせていただいているというところがございます。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 81頁の外出支援事業（地域支え合い型移動サービス支援）、ここに出ている予算としては車の分だけなんですけれども、どこの団体が扱っていて、こういった活動をしているかという中身をお願いします。

○堀内いきいき健康課長 中身につきましては、地域包括支援センターのほうが受け付けさせていただいているところになります。予算配当は福祉介護になっているんですけども、私のほうからお答えさせていただきます。

基本的には現在、団体のほうに公用車を貸出しさせていただいているというところになっています。町内の団体さんのほうで車を活用して、医療機関であったりとかスーパー等を日常生活の足として活用されているというところになっております。

○西田委員 中々ちゃんとした数字が、自分で調べてねみたいになっちゃうので、やっぱり担当が把握しておいてもらいたいのと、これは外出支援として地域公共交通があるし、こういったドア・ツー・ドアに近い支え合いの外出支援もあるというのは、太子町の車が走っているという中で把握してもらいたいので、一体どれぐらいの住民さんが利用していて、どこからどこまで行くのに、この団体は幾らで方法、ボランティアでしょう、でやっているかとかいうのと、今、太子町の地域公共交通は料金が高いという話も出ていますけれども、そういった兼ね合いができるように全庁的に、太子町の住民さんがいつでもどこでも行きたいところに行ける施策の中の1つやと思って、ちょっと同じテーブルで見られるように、把握だけはしておいてもらいたいと思いますので、お願いしておきます。いつ聞いても、団体そのまま聞いてくださいみたいな感じになるので、そうじゃなくて、太子町としても知っておいていただけたらと思います。

それと93頁、一時預かりについてお聞きします。

太子町だけが大阪府内でないと言っていたところを、よその市町村のを借りてですけれども、一時預かり制度をつくっていただいて、ありがたいと思っています。

これ、どこでも預かってもらえたらいいのかなと思うんですけども、対象を広げることを考えると、まず今、どれぐらい、どこでなら預かってもらえるのか、これを利用している方はいらっしゃるのか、もっと対象を広げることとか、太子町独自にちゃんと町として預かり保育ができたらいいいかなと思うんですが、広げるとか、独自にするとか、先のことをお考えなのかお聞かせいただけますか。

○川久保子育て支援課長 一時預かり事業の件なんですが、今この予算で上げさせていただいていますのは、太子町民の方が他市の一時預かりを使った場合に、市民以外の割増し料金を取っていらっしゃるところの割増し分を補助するというところでの予算化をさせていただいています。割増し料金を取っていらっしゃるのが河南町と羽曳野市というところなので、そこを使われたときに補助させていただいています。

令和5年度から始めさせていただいたんですけども、今の時点で支出の実績としては1件だけになっています。割増し料金を補助するという形になっていますので、その他割増しを取っていらっしゃらない市町村を使っているというのはちょっと把握

ができてないというところです。

今後広げるかどうかというところなんですけれども、今後正式なといいますか、在園児以外の一時預かり事業を将来的にできるようになるまでは、この制度で継続させていただけたらなというふうに思っています。在園児以外の一時預かり事業ですけれども、また引き続き、町内の園にやっていただくように働きかけは続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○西田委員 割増し分、そこからでも一歩やと思うんですけれども、割増しでしているのは河南町と羽曳野市で、やっぱり近隣と思っちゃいますけれども、職場の近くということもあるかもしれないじゃないですか。そしたら、そこはもしかしたらやっているかもしれないじゃない、割増しで。そういうのもちょっと研究していただいて、河南町と羽曳野市が今のところ駄目という形で見えているかと思うんですけど、本来の趣旨はその割増し分を出しましょうというところであるならば、よそでもやっているところがあるんやったら、その一時預かり、預かってもらえるものやったら、どうぞと言えるようには、まず一歩としてしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ほんまにこの先が心配で心配でなのが、近大が資材が中々とかで、進むのはゆっくり目やねんけれども、二次救急が堺市に移っちゃうじゃないですか。でも、二次医療圏の範囲が堺市も一緒になっていなくて、そっちに移っても近大は使えますよという言い方ですけれども、これ、いつ、今どういう動きなのかということと、そんなにこの医療圏に二次救急の病院がなくなったら、僅かかどうか知りませんが、93万6千円の二次救急の負担金を出していますけど、医療圏にない堺市にある近大に払う必要はなくなるのかな。そういうところ辺はどうなんですか。

○子安健康福祉部長 近大の移転のご質問でございます。

以前すごく、ここの議会であるとか、様々な要望をいただくなどのことが以前にあったかと記憶はしております。その後、私が健康福祉部長、令和2年に就任させていただいて以降、目立った動きというのは特に聞いてはおりません。ただ、地元であります大阪狭山市のほうからいただいている情報によりますと、近大の移転した後の場所に後継の病院を誘致すると。その誘致される病院の選考がほぼ終わったというようなことは聞いております。それ以外のことについては、ちょっと今、把握できてないというところ

でございます。

以上です。

○西田委員 ぜひまた把握しておいてください。救急を受け付けるかどうか、リハビリ専門になるかで全然違ってくるので、近大の代わりになるような病院かどうかというところがやっぱり住民としては気になるところなので、また情報収集をお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 毎年恒例となっていますとくとく健診の受診者数と、恒例というか、定着しつつなっているんですけど、それが変わらずなのか、減少傾向にあるのか、増加しているのか、その辺の客観的な感触を教えてくださいませんか。

○堀内いきいき健康課長 毎年夏にさせていただいております、とくとく健診につきましては、令和5年、今年度までは上限という形で、キャパがありますので、660人を上限でさせていただいております。いつも夏の6月上旬に受け付けさせていただいたときには、かなりたくさんの方が電話なりで、電話でいただいております。その際には、今年度からキャンセル待ちというのもさせていただいております。ですから、今年度も含めて上限をいっぱいに受けさせていただいております。

今年度、令和6年度予算につきましては、やはりたくさんの方の申し込みいただいている方がおられますので、60人だけにはなりますけども、上限を720人とさせていただいて、できるだけ多くの方を受け入れるような方向で考えております。

以上です。

○村井委員 それに併せてもう一つ、健康マイレージ事業のたいしくんスマイル、これも結構、もう10年ぐらいですかね、定着しつつ、皆さん自己の健康管理のときに役立てていただいたり、きっかけづくりといったところであるかと思うんですけど、その応募は大体今、1千何百か説明ありましたけど、経年で言ったらどんなもんなんですかね。これも増えたり減ったりしているのか教えてくださいませんか。

○堀内いきいき健康課長 スマイル事業につきましては、やはりコロナ前も大体多くて1千人、例えば令和元年であれば1千人ぐらいに参加いただいております。ただ、やはりコロナになりまして、令和3年度であれば、例えば790人と、やはりコロナによって中々事業が展開できないとかいう事業があって、啓発も中々進まないというのがありましたので、一時期減っておりました。

ただ、今年度につきましては、かなり啓発も頑張らせていただいた結果、大体元の1

千人に戻ったという次第になっております。大体概ね1千人前後で推移しているという状況になっております。

○村井委員 どのイベントに行っても、よくブースを構えられて周知、健康マイレージ事業の1つの取組として、いろいろな健康教室なり、そういうご紹介なりをされているのをよく見かけますけど、やっぱりそれが1つ、先ほどの総務のところの質問にもありましたけど、やっぱり住民さんの健康志向というところのすごく意識が高まってきているというのが、コロナを経験して、一層何か健康志向、さっきもちょっとちらっと言いましたけど、ウォーキング1つにしても、健康スマイルには自己の目標といったところにも、別に登録も何もされてないでしょうけど、何かされているか、されてないか、分からないですけど、自己の目標を持ってウォーキングをされているのかなというふうな想像もつくような場面をよく見かけるんです。

だから、やっぱりそういうところの次の、やっぱり掘り起こしじゃないですけど、攻めの姿勢で、そういう方にスマイルに参加してもらう、まだまだとくどく健診事業を受診されてない方やったらご紹介、またその次、ご家族の方とか、ちょっと今、太子町全体で健康志向というところがすごく高まりつつあるんじゃないかなというところがあるので、より一層というか、さっきの修正したところの70といったところも、もうちょっと攻めてもええんちゃうんかなと思うんやけどね、これは後で補正してというのは駄目かもわからないですけど、ちょっとそういうところもこれからまた頑張っていただきたいと思いますので、期待していますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようですので、健康福祉部関係についての質疑を終わります。

以上で本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回は明日7日木曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて委員会を散会させていただきます。本日はお疲れさまでした。

午後 4時10分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 斧 田 秀 明